

第396回南国市議会定例会会議録

第4日 平成29年6月15日 木曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
参事兼財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 原康司君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 崎山雅子君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 島本佳枝君
保健福祉センター 所長 島崎哲君	環境課長 谷合成章君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 西川博由君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 橋詰徳幸君

会計管理者兼 参事兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	岩原富美君
教 育 長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	中村俊一君	代表監査委員	山崎隆章君
監査委員 監事局長	細川千秋君	農業委員 事務局会長	土橋愛君
消 防 長	小松和英君		

＊

議会事務局職員出席者

事務局 長	秋田節夫君	次 長	公文知子君
書 記	門脇智哉君		

＊

議事日程

平成29年6月15日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。10番中山研心君。

〔10番 中山研心君登壇〕

○10番（中山研心君） おはようございます。

民進党の中山研心でございます。一般質問を行わせていただきます。

明け方まで下手な三文オペラを見てましたので、大変眠たいですけども、頑張ったいと思います。

まず、緑ヶ丘の北の切り土問題についてお伺いをいたします。

この問題につきましては、3月議会でも質問をさせていただきました。3月1日、監査委員会による理不尽な却下の後、3月30日付で住民訴訟が提起されました。先月5月26日に第1回の口頭弁論が行われましたので、傍聴をさせていただきました。南国市は業者に対して盛り土による現況回復を求めなかったことが裁量権の範囲かどうか、また損害賠償を求めないかどうかについては、今後裁判で争われることとなりますから、そのことについては質問をいたしません。しかしながら、そもそも南国市が工事許可をしなければ、住民から不信を買うこともなく、今回のような裁判にならなかつたであろうことを考えると、なぜ工事許可が出たのかにさかのぼって事実を明らかにすべきだと考えます。公平、公正でなければならない行政の意思決定が、トップの強い意向によってゆがめられるようなことがあってはならないと考えるからでございます。そういう意味で行政の意思決定プロセスにおいて何があったのか明らかにするために、何点か質問をさせていただきます。

それと、監査委員会による地方自治法242条を根拠とした却下については、住民監査請求権を制限しかねない重大な問題を含んでいますので、過去の判例に照らして、適法であったかどうかについて質問をさせていただきます。

まず、市長にお伺いをいたします。

3月議会において、高知市との間で仁井田産業団地の用地として売却交渉を進める一方で、太陽光パネル設置を理由とした南国市市有地払い下げの申請をしていた事実が明らかになったが、こうした不誠実な対応をした業者にどのような感想を持つのかという問いに対して、市長は、私は高知市との間にあったことが事実であるかどうか承知していないが、いずれにしても、南国市や私の指示に真摯に約束は守った、いいかげんな人物であるとの印象は持っていない、とお答えになりました。私自身が直接高知市に出向いて調査をしてきて、判明した事実も含めて、時系列を整理して質問している中身について、事実であるかどうかもわからない、という回答もどこかの官房長官のように人をなめた失礼なものであると思います。市長がこの高知市仁井田の土地が産業団地予定地であることを知ったのは、いつの時点でしょうか。

副市長は平成28年2月24日に高知市から南国市に来られて、仁井田産業団地の話を聞いたのが最初の確認したときであるというふうにお答えになりました。平成26年12月5日付、岡崎誠也市長名で土地境界確認申請書が南国市長宛てに提出されております。確認を必要とする理由について、高知市が施行する仁井田産業団地造成に伴う用地測量のためとされ、位置図や公図等も添付されています。この時点で副市長は知っていたのではないですか。もし本当に平成

28年2月24日まで知らなかったとすれば、行政情報が共有できていない、組織として重大な瑕疵があると思いますが、御所見をお伺いいたします。

市長、副市長がいつの時点で仁井田産業団地のことを把握していたのかについては、業者の払い下げ申請、あるいは工事許可申請理由が真正なものであるかどうか判断する上で大変重要な点であるにもかかわらず、時系列に整理してみてもどうしても私には理解ができませんでした。業者から最初に太陽光パネル設置を理由とする払い下げ申請が出されたのが平成26年2月25日です。この直後の平成26年3月19日、一月たっていないです、この時点で高知新聞に仁井田産業団地の記事が位置図つきで載っています。常識的には、この時点で業者の太陽光パネル設置が虚偽であったことに気づくはずで

ところが、翌年の平成27年1月13日付の庁議、市長の発言です。民間による太陽光発電施設の整備が予定されており、緑ヶ丘北側の山、市有地を譲ってくれないかとの相談があっている。計画では山を一部カットした上で遊歩道をつけて市民が使えるようにするとのことである。地元住民は市有地の譲渡、カットともに反対の立場である。仮に市有地を民間に譲渡する場合、面積により議会の議決が必要になる。私の考えとしては市有地を譲渡する条件として、太陽光発電を整備する区域を含めて境界変更して、南国市へ編入することを高知市へ持ちかけようと考えている。潮見台では南国市分を高知市に編入しているので、今回は南国市への編入と話がまとまればと思っている、と市長が発言をされております。この時点でまだ太陽光パネル設置を前提とした話をしてしています。しかも、高知市分を南国市へ編入したいというあり得ない条件を持ち出しています。繰り返しますが、平成26年12月5日、1カ月前です、土地境界確認申請書が出された翌月です。庁議メンバーは誰も誤りを指摘しません。行政として最低限担保しなければならない情報共有がされておらず、誰もトップの誤りを指摘しない。南国市の最高意思決定機関が形骸化し、機能していないことに不安を感じるのは私だけでしょうか。

平成27年1月26日、2週間後です。市長は、話は変わるが、緑ヶ丘北側の太陽光発電予定地の南国市側の山カットについて、3月議会に議案として提出したい。この件については、副市長と財政課長が以前地元で説明に行ったが、地元からの了解は得られなかった。いま一度議会に諮り、議員の意見を聞きたいと思う。南海トラフ地震での緑ヶ丘地区の浸水は石土池に近い1列程度とされているが、被災時にその部分だけが避難するということにはならない。事業者側からの提案では、山を10メートル程度カットし、20メートルのラインを保つ。間には遊歩道と簡易のトイレを設置し、法面には緩衝緑地を設ける計画である。事業者には説明できるように断面図などもっと詳しい図面を求めている。地元からは、山をカットしたら風が強くなるな

どの反対の意見が上がると思うが、避難する場所を確保するという考えのもと今回決断した、とおっしゃってます。これに対して当時の財政課長が、公有地を処分するには議会の前に審議会にかける必要がありますと発言し、すぐにほかの話題に切りかわっています。太陽光発電前提の話は前回同様ですが、ここで初めて避難場所の確保という理由が唐突に出てきます。市長自身がおっしゃっているように最大浸水予測で石土池に近い1列程度であり、団地内にはすぐ近くに錦城公園や県営住宅の高台もあり、避難場所の整備は必要だとは思われず、事実、危機管理課には集落避難施設を整備する計画もありませんでした。平成27年2月4日、業者から避難場所等の整備を含む新たな図面により市有財産工事許可申請が出され、わずか1週間後の2月12日には条件つきで許可がされています。避難所確保が理由であるならば、当然所管は危機管理課のはずですが、この工事許可に関して危機管理課から当該地区において避難場所確保が喫緊の課題である、というエビデンスは示されているのでしょうか。挙証資料があればお示しいただきたいと思います。

平成26年2月以降の庁議の議事録を見てみると、払い下げにしろ、工事許可にしろ、常に前のめりに推進の立場で発言するのは市長一人で、誰ひとり同調する者がいません。むしろ藤村前副市長などは、初めのころはブレーキをかけようとするのが伝わってきます。誰ひとり同調する者がいないというのは私の言い過ぎかもしれませんが、行政の意思決定の過程において市長以外の方で推進の発言をされたという記録が残っておれば、文書管理のほうで出していただきたいというふうに思います。

昨日の小笠原議員に対する2問目の回答で財政課長は、想定外の被害も想定した上で業者側から遊歩道などを備えた避難場所として緑地を整備したいとの提案がありましたので、南国市の負担なしに避難場所の確保ができれば願ってもないことだと最終的に市長が判断し、工事許可に至ったものでございますとお答えになりました。つまりこういうことではないでしょうか。払い下げも工事許可も市長以外に同調者はなく、避難所確保という理由も所管の危機管理課からはなぜ必要かという説得力のあるエビデンスは示されないままに、トップの強い意向が働いて今回の市有財産工事許可に至った。平成27年1月13日の庁議も、1月26日の庁議も議事録の書記は松木さんですね。松木さん自身が、ほんの1カ月前に高知市との土地境界の確認に隣地立会に立ち会っているのではないですか。それとも書記の立場で市長の誤りに発言ができるような雰囲気ではないということなんですか。

財政課長の答弁は要りませんので、市長、副市長、危機管理課長、文書管理の総務課長の答弁をお願いします。

次に、3月1日付で住民監査請求却下の適法性についてお伺いをいたします。

前回の質問で山崎代表監査委員は、起算日は平成27年2月12日だとお答えになりました。とすると、期間制限の適用を受けるのであれば、平成28年12月13日以降は住民監査請求はできないこととなります。平成28年3月の時点で業者からは回復計画書の提出すらされていませんから、この時点で監査期限を過ぎているというのは余りにも理不尽ではないか、との趣旨で質問をさせていただきました。法律や条例は一般常識を成文化しただけのものだから、市民感覚とずれがあるとすれば、それは法の解釈か運用のどちらかが間違っている。これは私が市役所の新人職員時代に先輩職員から厳しく教えられたことです。どのような現況回復が図られるのか決まってない段階で監査請求が過ぎているというのはどうしても納得ができませんでしたので、過去の判例や総務省の解説を調べてみました。住民監査請求には地方自治法242号2項により1年間という期間制限がありますが、怠る事実については、現在進行形なので、期間制限の適用を受けないのが原則です。最高裁第3小法廷、昭和53年6月23日判決は、怠る事実の監査請求については、監査請求期間の適用がない旨を例示しています。また、最高裁第2小法廷、昭和62年2月20日判決では、その制限が及ぶというべき場合はその例外に当たると判示しています。昭和53年判決は、上告人は不法行為により勝央町、岡山県ですけれども、勝央町に対し損害をこうむらせ、同町に対し損害賠償義務を負うところ、同町はその請求を行っているから損害賠償請求等適当な措置を求めるというものでした。まさしく南国市は業者に現況回復するように指示すべきなのに怠っている、流出した土砂について損害賠償すべきなのに、してないというのが、今回の監査請求の中身でありますから、まさしくこのケースに当てはまります。今回の住民監査請求が適法であったかどうか、総務省の見解も含めてお答えください。

次に、本人通知制度についてお伺いをいたします。

これも3月議会で市民課長は、制度を広く市民に知っていただき、理解を深めていただくよう広報すると同時に、窓口において案内表示、申請所の設置など、申請手続に来た方が登録しやすいよう改善すると言いながら、一方で、早期に制度の導入を図るため現在は登録者の突合や発行履歴の確認を手作業で行っている、適用期間を設けない場合は将来的に登録件数が増加していくことが予想され、本人通知に遺漏のない処理を行うことが必要であるので、適用期間については今後検討していきたいとお答えになっています。つまり広報に努め、利用しやすいようにと言いながら、適用期間を設けない場合、登録者総数がふえていくので、手作業での突合には限界があるからふやしたくないと言っているわけです。早期の制度導入を図るため、私のほうから大規模なシステム改修によらずども、リスト方式での対応が可能ではないかと提案

した経過もありますが、リスト方式での作業量の枠内におさまるように登録者数を抑制したいというのは本末転倒だと考えます。みずからの個人情報をご自己コントロールしたい、自分の情報がどのように取り扱われているか知りたいと考える人が3年間の期間限定でいいと考えるはずがなく、市民の側から見れば、本人が死亡した場合か、特段の理由があつて登録の抹消をしたいという意思表示があるまで登録を抹消する理由が見当たりません。現在の適用期間の設定は制度を運用する側の都合でしかありません。早期に適用期間の制限を撤廃することを求めます。

また、交付通知に第三者名を記載しても差し支えないのではとの問いに対し、本人通知後に開示請求があつた場合は南国市個人情報保護条例に基づき個別に対応するとお答えになりましたが、なぜ2段階の手続を踏まなければ請求者が誰であるか知りようがないというのは理由が理解できませんでした。自分の情報は自分のものであり、どのように誰に開示されたのかを知ることは個人の権利であると考えます。その権利行使をするために、あえて多段階のハードルを越えなければならないというのは、個人情報の自己コントロール権など本当は認めたくないという行政の前近代的なおごりにも見えます。できない理由を探すのではなく、交付通知に請求者の氏名を記載することは要綱や運用規定のどこを見直さなければならないのか、具体的にお示しをいただきたいと思ひます。

以上で第1問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 中山議員の質問に順次お答えしたいと思います。

まず、土地の件について、直接といいますか、産業団地予定地であるということの認識はあつたかということでございますけれども。私はこの高知市側の土地につきまして、今日に至るまで業者からも高知市からも産業団地予定地であるというような話は聞いたこともなく、そのような認識はしておりませんでした。

次に、工事許可についてでございますが、これまでに議員の皆様にご説明いたしましたように、想定されます南海トラフ地震の発生がさほど遠い未来でないかと心配されまして、石土池周辺の被害想定につきましてご危惧されておりました、業者より許可工事の申し出があり、現場を確認し、そしてまた図面とも照らし合わせて見たわけでございます、避難場所としては適しておるのではないかと自分なりに判断をいたしました。業者の計画図面を見てみますと、避難道が整備されるとともに、遊歩道を設置し、あるいはトイレ、また緩衝木の植樹を行ひまして、

山の高さも20メートルの高さで残るとい申し出でありましたので、お金のほうも一切要らないということで、避難道もできるということで、私はむしろ願ってもないことだと思ひまして、議員御指摘のような独断で私が先行してやりました。工事許可を出しました。

危機管理課に対しまして今回の各種の避難場所をつくるに当たって、余裕高というものは避難タワーについても見ております。そこで、私は危機管理課に聞きまして、最大限あの緑ヶ丘に来て、どれぐらい来るのかということで、あの浸水図で見て、最大来て一番団地の前の1列ぐらいには来るだろうということでございましたので、私はそれであればやる必要があると、これは独断で判断いたしました。私はこの工事に当たりまして、自分の判断でやったことに間違いはございません。私はこれをやるについて法的な規制などがあるとするならば、それを抜けるであるとか、犯すであるとか、そういうようなつもりは毛頭ないし、そうしたことをした覚えもございません。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 平山副市長。

〔副市長 平山耕三君登壇〕

○副市長（平山耕三君） 中山議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、中山議員さんのおっしゃっておられます平成26年12月5日付の土地境界確認申請書につきましましては、高知市との行政界及び市有地との境界の確認のため、企画課と財政課管財係へそれぞれ提出がっております。市有地の境界の確認は財政課の管財係の職員が行いますが、特に問題がなければ、通常財政課長への報告はないところです。このため、私は当時財政課長でありましたが、この件につきましても報告はなかったため、当時その申請書を確認しておりませんし、その内容も承知していなかったところでございます。

また続きまして、市長以外に推進の立場で発言をした記録が残っているかという件につきましましては、市長以外の者で許可を推進する発言をした記録は確認できませんでした。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） この南海トラフ地震対策といいますか、こういうもので非常に私の気持ちの根底にあることを申し上げることが抜かりました。それはこの東北の地震、この中であれぐらいの貴重な命を失い、財産を失いたわけでございますけれども、あれで大学の地震学者等々、立派な学者の皆様方が言った言葉はたった3文字です、想定外です。ですから、私が

今回の避難タワー等々をつくるに当たって絶対に、市民の方にそんなものと言われても余裕のあるものを建てようと、こういう決意で臨んでおります。それは私はこの南海地震対策について全責任をいろんな施策で負う覚悟でやっておりますので、あの緑ヶ丘の地元説明会で陳謝もいたしました。しかしあのときに多くの方がそんなものはつくらんで構んと言われました。今でも私はそれはつくっておいたほうがいいと思っております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 中山議員さんの御質問にお答えいたします。

危機管理課には工事許可に関する決裁の合い議はありませんでした。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 代表監査委員。

〔代表監査委員 山崎隆章君登壇〕

○代表監査委員（山崎隆章君） 今回の監査請求につきまして、怠る事実に該当し、期間制限の適用は受けないのではないかという御質問ですが、怠る事実ということにつきましては、現在裁判で係争中の訴状の中で初めて出てまいりました。怠る事実であるか否かが裁判の争点の一つともなりますので、監査委員の立場として回答は差し控えさせていただきます。

また、総務省の見解についても、同様に係争中でありますので、問い合わせはいたしません。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 市民課長。

〔市民課長 崎山雅子君登壇〕

○市民課長（崎山雅子君） 中山議員の本人通知制度に関する御質問にお答えいたします。

南国市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱に規定をされた事前登録の適用期間につきましては、現在適用期間の撤廃に向けて要綱の見直しを検討しております。今後改正に向けての処理を行ってまいります。

次に、住民票の写し等の交付申請者の情報を交付通知に記載する点でございますが、本人通知制度の目的は不正請求の抑止でありますので、まず事前登録された方にお送りする交付通知書につきましては、いつ、どのような種類のものが何通交付されたのか、交付請求をしたのは第三者なのか、代理人かを通知することとしております。窓口では住民票の写し等の交付申請がありましたら、書類審査、おいでた方の本人確認等をした上で住民票の写しなどを交付する

ことができると認められたものについて交付しております。住民基本台帳法、戸籍法に基づき交付されたものでございますので、交付申請者の個人情報を一律に本人以外の方に開示することは南国市個人情報保護条例に照らして慎重な判断が求められます。そのため通知書により同情報を開示するのではなく、通知により御本人が開示が必要であると判断された場合は個別に個人情報保護条例に基づく開示請求を行っていただき、開示の可否について判断したいと考えます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 10番中山研心君。

○10番（中山研心君） ありがとうございます。

まず、簡単なところから第2問目をしたいと思います。

本人通知についてでありますけれども、今後適用期間の撤廃に向けて要綱の見直しを検討してくださるということで、前向きな御回答をいただきました。ありがとうございます。今後改正に向けて手続を行ってまいりますという御回答でしたけれども、いつまでにこの期間適用を撤廃するのか、その見込みについてお答えをいただきたいと思います。

次に、交付申請者の個人情報を一律に本人以外に開示することは南国市個人情報保護条例に照らして慎重な判断が求められるという回答でしたけども、これ皆さんどうですか、自分の個人情報を誰か第三者が持っていっちゃうがですよ。ほんで、その人が誰かということを一律に知らせることは問題があるかもしれん、何かおかしくないですか。自分の情報は先から先へ断りもなしに持っていっちゃいて、その人が誰かであるということは2段階の手続を踏まなければ開示できない。しかも個別に開示請求を行っていただき、開示の可否について判断していくということは、本人の情報を持っていかれたら、それが誰かということを開示請求しても教えない場合もあるということですよ。おかしくないですか、これは。もしそれが保護条例にひっかかるということであれば、これ南国市保護条例から見直していかなければならないというふうに思いますので、ちょっと条例改正について議員の中で勉強会を始めていきたいと思いますが、もし御所見がありましたら、お聞かせください。

また、交付申請者の開示の可否、開示できないという判断は、どういう場合にそういうことが考えられるのかについてお答えを願いたいと思います。

次に、市長からこの仁井田の産業団地のことについては、今も知らない、驚きの回答がでてきました。まあまあそうなんでしょう。見る限りずっと最初から最後まで、市長太陽光パネル前提の話をしてますので、それうそじゃないと思います。けど、段々の質問で言ってきたよう

に、庁内での情報管理ができてない。これ公共の財産を何かするときにかなり重たい政治判断をせないかん、行政判断をせないかん、そのときに庁内の情報が共有できていない。誰も誤りを指摘しない。もっと失礼な言い方をさせてもらえば、市長、副市長ともに新聞すら読んでない。こんなことで行政判断をしていくことに不安を覚えませんか、皆さん。私は不安です。しかも1問目では回答を求めませんでしたけども、このときの書記松木さんですよ。そうでしょう。ほんで、その前月には立会に立ち会ってますよね。ほんで、先ほど当時の財政課長であった平山副市長は課長に報告が上がってきてない。こんなこと、こんな答弁許していいんですか。何、これ。高知市と南国市、2つの地方自治体の境界を立会するのに直属の課長に報告が上がりにませんか。しかも、庁議で重大な行政の意思決定が行われようとしているときに、市長が独断で決めた、初めてきょう話をしてくれました。そのときに、いかに書記の分際であれ、ちょっと違いますよと、あるいは課長にちょっと今市長が言いゆうことおかしいですからとめてくださいと。そういうこともできんような庁議の場になっているならば、これは本当にその長くトップの座におることの弊害かなというふうに私は思わざるを得ません。なぜその庁議の場で、わずか一月前に隣地立会に立ち会った松木さんがその場で発言ができなかった、あるいは目くばせをして財政課長に意思を伝えることができなかったのか。どういう雰囲気であったのか、ちょっとその庁議の中身について思うところを聞かせていただきたいと思います。

さらに、本来は危機管理課が必要かどうかという挙証をして、初めて判断がされなければならないことだと思うんですが、一切危機管理課には合議は上がってきてないということでした。市長からは想定外を想定をして、できるだけ余裕を持った避難計画、あるいは避難所の設置を考えたんで、そのことを責められたとしたら、それは仕方がないと、今もその考えは変わらないということです。ということであれば、ただでやってくれるから、これ幸いということだけやのうて、今、私の長岡地域もそうです。特に浸水想定がされてないところであっても、想定外を想定して順次避難計画、避難施設を整備をするというお考えでしょうか。その点について、市長の再度の御回答をいただきたいというふうに思います。

最後に、監査委員会の回答、がっかりです。言いゆうことは、これが怠る事実であるかどうかというのは、それは市長部局の主張。そこが争点になっちゃうのは、市長部局がこれは怠る事実ではない、裁量権の範囲やき、これは別に怠っちゃうわけじゃないよというのは市長部局の言い分です。そこは争点になってます。しかし、監査委員会は公平な第三者の立場で現在進行形の事実について、これがどうなのかということ判断を求められてるわけです。総務省の逐条解説見てください。もうすぐにどういう場合が怠る事実に入るのか、例が出てきますわ。

私も前回の質問のときにはそこまで調べてませんでした。今回は特に総務省のホームページや、実際に法務省の担当者から私は回答ももらってます。その自分がもらった回答とどういうふう
に監査委員会が答えるか、それも楽しみにしちよったわけですけども、問い合わせすらしてな
い。質問通告の段階で総務省の見解はどうなのかということで質問を通告をいたしました。仕
事してないですよ。すぐに調べたらわかること、電話一本かけたらわかること、それさえも
してない。3人の、悪いけど、監査委員さん、これで報酬もらいゆうがでしょう。やめたら
どうですか。少のうても、もうちょっときちんと法律に基づいて仕事をしゆうやったら、法律
に基づいた調査も研究もせないかん。自分の勝手な思い込みでこういう解釈や、そんな強弁が
いつまでも通用するわけがない。再度のお答えを願います。

以上、2問終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 監査委員に対してやめたらどうですかなどということは、監査委員さ
んも大事な法的な認識というか、法的な解釈、これによつての慎重な態度をとつて、うちの顧
問弁護士にも相談した上のことなので、何にもしてないとか、そういうことあなたに言われる
覚えはないと思うですよ。ちつと言い過ぎじゃないですか。

それから、お答えをしますが、長岡地区という言い方をされたんじゃないですか、今、いや、
今避難施設の件で。私は今回の件で特に想定外というこの範囲というか、北のほうは知らんと
かいう意味じゃないですよ。それはないですけど、あの悲惨なたくさん死者が出たことはほ
とんどが津波なんです。ですから、その津波のことにおいて、海岸線において想定外というこ
の3文字の言葉を非常に大事にしたいわけです。だから、津波が及ばないところは知らないと
か、手をつけないとかいう意味じゃないですよ。ここではまた住宅の耐震化ということ、住民
の方々に言いゆうことは、できれば家そのものの耐震化をやっていただいたらええけれども、
お金のこともあるだろうから、できない人はその1間でもいい、一番長くおる、例えば寝室で
あったり居間であったり、そういうところだけでもやっていただけないでしょうかという啓発
をしていきゆう、そういうことでございますので、お間違いのないように。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

○企画課長（松木和哉君） 中山議員さんのほうから平成26年当時のお話ということで、私が
その当時は企画課長補佐ということで、南国市の行政界の立会ということで現地に平成26年
12月に立会に立ち会ったものでございます。その翌月の庁議の中で私は書記という立場でその
会議に立っておりましたけれども。市長の話の中で訂正ができなかったというお話ございま

したけれども。その当時は私も全体的な開発に当たっての行政界の立会ということしか認識が
ございませんでしたので、その庁議の場では訂正は行わなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子君） 中山議員の2問目にお答えいたします。

要綱の改正をいつまでにとということでございますが、内容についてはほぼ固まっております
ので、今議会後直ちに改正に向けた手続を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 中山議員さんの2問目の本人通
知制度の部分で、南国市個人情報保護条例に照らして1問目で市民課長が慎重に対応する必要
があるという答弁をいたしましたけれども、南国市個人情報保護条例の第17条の第3号に本人
以外の第三者に関する情報が含まれてる場合であって、開示することにより当該第三者の正当
な利益を侵すおそれがあるものという部分、これについては開示をしないということが条例で
うたわれております。他の自治体でもあれなんですけれども、この通知制度において第三者情
報が開示がするか否かというような部分で、その第三者の住基法上、または戸籍法上の法的利
益と御本人の個人情報の保護の権利、この比較考慮をして判断するということがどこの自治
体でも大体そういった形になっておるということで。個人情報保護の観点で請求者の正当な利
益を侵すおそれがある場合には開示できないので、一律に通知に載せるということはなかなか
慎重にせないかんということでございます。

○議長（西岡照夫君） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章君） 再度の答弁につきましても、変わることはありません。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 10番中山研心君。

○10番（中山研心君） これも本人通知制度からちょっとお話をします。

具体的にどういう場合に開示しないのかという答えにはなってません。正当な利益を侵害す
るおそれがある場合というのは何なのか、それは私の個人の情報をとっていかれるよりも優先
する正当な利益というものが存在するのか。今問題になってるケースは行政書士や司法書士が
いわゆる職権請求書というものを持って探偵機関や興信所などに個人情報売りよった、この
事件が発端になってます。ということは、職権請求ができるその公務をする人の側からすれば、

これも正当な利益なわけですよ。ところが、それは違うでしょ、やはりそれが差別の目的であるや、あるいは犯罪目的で使われる、そういうことを防ぐためには自分の情報が誰に開示されたのか、当然本人が知る権利がありますよねということから全国的なこの見直しに発展をしてきました。今の回答では、個人情報の自己コントロールを上回る正当な理由があるようには思えませんでした。具体的な事例はどういう場合であるのか、再度お答えを願いたいと思います。

大体意思決定をされた構図についてはわかってきました。今、松木さんから一書記の立場で、またそのときに話されゆう内容がすぐに結びつかなかった、ちょっとどうでしょうね。こういう人たちが重大な市役所の方向性を決めていっているということに、繰り返しになりますが、不安を覚えます。少のうても市長、副市長は新聞を、これを見てなかったということですよ。そういう高知市ともかかわりがある、他の自治体ともかかわりがあるようなことについて新聞報道すら精査せずに意思決定の場に臨んでおる。しかも強力なリーダーシップでもって独断で決めた。こう言い切れる意思決定のあり方に本当に不安と怒りを感じます。そのあげに、住民を怒らせて、裁判になったら、係争中のことについては答えないいう。何なんですか、この政治の劣化は。

皆さん方の中で誤解してる人がおるかもしれませんので、この裁判について若干お話をさせてもらいます。今回の裁判は決して、住民が行政の不作为によって損害をこうむったから慰謝料をよこせというような性質のものではありません。技術的に可能な範囲でできるだけもの姿に山を戻すか、もしくは流出した土砂について損害賠償を求めたり、適切な措置を講じなさい、しごくもつともな住民訴訟ですよ。あたかも住民が住民のエゴで裁判を提起したり、あるいは実現不可能なことを要求している、そのような案件ではありません。昨日の小笠原議員の質問でもありましたけれども、本来行政が丁寧に説明をし、真摯に説明をし、誠実な対応を行ってれば、今回のように裁判にはなりません。これ裁判に住民が勝っても、別に一円の得をするわけでもないです。けど、社会正義に照らして今回の南国市のやり方というのは余りにもおかしい、そういうやむにやまれぬ気持ちで住民監査請求をし、そしてそれが門前払いをされたために訴訟に発展したものであります。

一義的には今回のことへの責任は、南国市が全面的に負うべきであろうというふうに思っています。今からでも遅くないです。少なくとも市長は平成28年12月の住民説明会の場で、今後地元の皆さん方にはきちんと丁寧に話し合いの場を継続していきますよということでお話をされております。係争中だからできない、このさっきも言いましたけども、盛り土をして回復することは求めなかったことが裁量権の範囲であるかどうか、損害賠償を請求するかどうかいうこ

とについては、これは争点でありますので、コメントをしなくても、それは仕方ないだろうと思うんです。しかし、住民への誠実な対応、今回議会で初めて、私の独断で決めましたという発言がありました。本来こういう意思決定、私南国市の意思決定非常に早くって、そこは市長も評価してます。しかし、今回のように明らかに市長、副市長、財政課長も含めて事実認識が間違っている、あるいは知らない。その場で強いリーダーシップをぐいぐいと発揮しようとしている、周りの職員がそれをとめることができない。こんな意思決定の場であってはならないというふうに思ってます。組織のあり方を今後変える、そしてもし市長が裸の王様であることを誰も職員が指摘をできない、そんなヒエラルキーになっているとすれば、本当に多選の禁止ということも考えていかななくてはならないのではないかと、そんなふうに考えています。

これ以上聞いてもろくな答えにならないでしょうから、個人情報の開示のところの具体例にだけお答えをいただいて、第3問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 具体例ですけれども、例えば相続関係で住民票とか戸籍関係を請求した場合に、その請求した人の同じ戸籍に親または祖父等がありましたら、付随して発行されると、交付されるということもございます。そういった場合にも、登録されてる方については交付されましたよと通知はするわけですけれども、そういった場合に、その請求した方の相続権の行使について請求した部分についてが個人、その第三者の正当な利益を侵すおそれがあると、その方のプライバシーの保護という観点から侵すおそれがあるというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 中山議員さんからいろいろ御指摘もありましたが、私も今回の件は正直言って走り過ぎたというか、そういうところは認めます。そして、これは私も非常にこの反省しておるんですが、地区の役員の方は絶対いかんと言いやうと、言いやうけど、やってもらいたい人もおるということで、これは前にもお話ししたかもわかりませんが、ぜひ市長やっとうせやと、ええ話やいかというような話も二、三、私のところへも寄せられました。ですから、非常に迷ったわけですが、その中で最小限というか、工事をやるときには、ちゃんとやるなりの通知を地域の人に配って知らせてよと、黙ってそんなことはしなよと言うて、それが抜かっちゃったわけです。だから、差しとめた。あればあ約束をしちゅうにいかんじやいかということ、差しとめて、そのときにもう既にやっておった。やっておって、ほん

で私も困ったなと思ったんですが、カットした分は仕方ないきにと言うたら、その明るる日にすぐにとめますきと言うたけど、またやりゆうというので、私が電話すると、いや、それやりゆうじゃなくて、やりっ放しで置いたらいかんで、ちゃんと成形をして、後始末をしゆうがですと、これが済んだらすぐにやめますというようなことでやめて。それから地元の方が非常に御立腹で、そこで地元へ出向いて行って、おわびもして、やったわけでございますが、なかなか協議の場ということにはならなかった、たくさんの方が来ておりましたので。そこで、私が代表を選んでいただけたらどうかと、じっくり話もしたいからということで、4人でしたか、5人でしたか、地区の人をよっていただいて、公民館で話をしようということになったんですが、その話も以前と全くほとんど変わらない。私らがこれとこれとこれはどう思うか、それからわからんところは調べてという、臨んだら、また同じようなものがまた出てくると、その次に行ったらまた出てくるというようなことで、前へ進まんということ。

それと、私の土木のことについては私はずぶの素人でございますので、盛り土をするということが感覚的にどうしてもわからないですが。大学の先生に聞いても、盛り土という工法もある、あるけれども、先生、見てくれませんかと言うて、それはちょっとあこは盛り土でね、それやれんことはないけど、どうしますか、やって、お金が3倍も4倍もかかりますよと、ざっと目視で見ても何億円もかかりやせんろうかというような話でございましたので。それで施工した業者の方も、あれが私ら一番安全な方法じゃと思う、それから傾斜も通常の工事の考え方の傾斜でやってありますので、というようなことでございましたので、私はもうこれできいをつけたい、一切もうさわらんとおつてくれということで今日に至ったわけでございます。

いろんな立場上というか、お考えもあろうと思いますが、先ほど言いましたようにこのことについては、間違いなく私が独断でやったことですので。それをこういう状況の中で、中山議員が、いやしくも我々が皆さんに賛同を得て選んでいただいた監査委員さんに、やめたらどうかじゃというようなことは言わんとってください。いや、それはもう感情的にもなるかもわかりませんけど、その辺は私は非常に許せんような気持ちにこっちもなりますので。やっぱりお互いにフェアにいかないきませんので、議会の場でございますので、私も冷静に冷静にと思うてやりゆうわけでございますが、その辺はよろしゅうお願いします。

○議長（西岡照夫君） 17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） 3日目の2番手、気分の乗ったところで一般質問、中山君の緊張ある論点から指向を少し変え、論じてみたいと思います。

3月議会は私の不手際で静養を余儀なくさせていただき、申しわけなく思っています。私の休会は2回目となりました。1回目のときはベネズエラでの農業研修でした。日本では経験できない高地、2,000から2,500メートル以上の雨のないところの乾燥地帯で農業を見てまいりました。食料生産の苛酷さと必要性、その絶対性を確認したものでした。まさに砂漠、50度くらいあったと思うのに暑くなかったように記憶しています。そんなことを思い起こさせてくれたこの静養、そして健康管理の必要性、私はたばこのなれの果て、肺を害していますので、絶対風邪を引いたらいかん、ドクターからはきつく言われています。それをちょっとサボったその姿が、お休みをいただくというふうなことになったことで、私のそういうおいさがしな部分について自分でも反省をしております。

私の一般質問のパターンであった歴史認識をしっかりととめ置くことの大切さを、今の状況、特に世界の動き、あるいは日本の政治のあり方の中で、言葉を変えればかっかが来ると、腹が立つというぐらい、今とめ置く必要性を痛感をしています。

まず、世界観から、相も変わらず利権の奪い合いから弱者、女性や子供の犠牲、命や餓死という形で広がっている南スーダン、500万人とも言われています。さらに、差別と分断で大統領になった悪魔のジョーカー、トランプ。トランプはまず第一がイスラム教敵視、入国制限、禁止。メキシコとの国境に壁をつくる、それをメキシコ政府は払え。パリ協定、地球温暖化防止協定からの離脱。軍事費70兆円を議会へ押しつける。社会保障を2割、3割削減する。まさにやりたい放題、言いたい放題がやられています。これでは世界の平和、平穏は保たれません。だが、アメリカではそのジョーカーに、俺に忠誠を誓うかと求められた閣僚が拒否をする、個人ではなくて正義にかけて、あるいは合衆国にかけてというふうに答えたと言う。まさにその点で私はアメリカの民主主義も捨てたもんじゃないと思ったものでした。

ところで、皆さんもトランプ劇場、これは6月11日晚10時半ごろからでしたが、トランプのひいき番組でした、ありました。見たことと思います。この中でトランプの生い立ちから、そして今の大統領の経過が表現されました。トランプの幼年期は軍人教育並みの教育、まるで陸軍士官学校の幼年部のような学校でした。そして、私はその姿像を反面教師としてどういうふうにトランプがその中から成長していくのか、興味深く見させていただきました。この特集は1編がカジノ、2編がプロレス、3番がテレビでのビジネス学校、4番がツイッターで構成されておりました。このカジノとトランプの状況は、地方自治体が貧困で困ってる、じゃあトランプは乗り込んでいってカジノやったらもうける、もうけるから、やれやれやれやれやれやれやれということで結局はトランプの勝ちでカジノをつくるわけでありすけれども、10億円の借金を残

して、じゃあねということになったわけです。そして、2点目のプロレス興行ですが、ここでは大もうけをしました。そこでは大声を上げる、どなる、場外乱闘までみずから興行主として演出、実行する。悪役が先にリードして暴れ、しまいには善玉がいわゆる黄金バットが出てきてみたい形のパターン、悪役をひねり潰す。観客の弱い心を引っ張り上げる、とりこにする。そして強い感情で共感をさす、熱狂さす。人心を操縦する術をここで会得したと思いました。そして、ビジネスの基本は勝つか負けるか、損か得か、がトランプの信念として育っていったと思いました。テレビ、いわゆるビジネス学校の校長としてトランプのキャッチフレーズ、おまえは首だ、で弱者の心理、心を動かす。この学校は世界の超エリートの若い青年たちがこの学校へ来ました。そして、トランプがそれを打ちのめす。そうすると、観客はあるエリートを倒すトランプに共感を持つ。ひねくれた共感でありますけれども、そういうふうなことでトランプの人格はゆがめながらも大きくなっていったと思いました。そして、ツイッターであります。僕はツイッターというても余りわかりませんが、トランプに教えた人の話でした。おおこれはいい、といったことで、後は責任なしのにせニュースなどに発展をした。というふうにこの反面教師としてこの約30分以上でありましたが、このトランプの生い立ちを見ました。

そして、まとめとしてこういう表現でした。トランプの信条は、はったりこそ交渉の鍵ということであります。まさに人間性というんじゃなくて、基準が得か損か、勝つか負けるかということゆがめられた人物像というふうに私は何となく、それを見ながらこちらが恥ずかしく思ったものでした。

次に、国内では共謀罪をめぐって強権による民主主義の否定、内心の自由へのナイフを突きつけたような行為、そして強行採決。提案者の法務大臣が答弁不能、そしていつものごとく官僚に答弁を求めるなど、みずからの提案に対して責任を持たないような大臣が平然と提案をする。また、戦前の治安維持法についてもわからない。これが法務大臣なのか、この法務大臣が死刑執行など判断をするのかと言わざるを得ませんでした。さらに、森友・加計両学園をめぐっては、教育者と思っていたら、最高レベルとファーストレディーと言われる2人の合作、腹心の友、錬金柔術師であったことがわかりました。国民の財産を腹心に分け与えるに至っては、最高レベルどころか最低レベルと言わなければいけないんじゃないんでしょうか。だが、官僚にもしっかりと意見を述べる人もいました。また、それに対して書類があったことをあつたと言う人を処分するという隠蔽の勧めを平然とやろうとする副大臣。こんなめでたい副大臣がいたというのは今までの閣僚の中でも類を見ない、恥ずかしいことだと思いました。

これが今の政治、こんなことを放任していくわけにはいかないと思います。そのような実態

に対して国民の声は義憤の声です。このように伝えております。岩壁に穴をあけたら、もりかけがいた。官邸の最高レベルのモラルは最低レベル。人事権自由にあやつる、昇格、首切り、定年延長。霞ヶ関と永田町はそんたく共同体か。加計学園は天の声、京都産業大は閻魔大王のお導き、両者を入れかえたらどうか、民の声。そんなふうな声が聞こえてくるのが今の政治に対する国民の声であります。私どもはその国民の心からの思い、怒り、率直に受けとめ、政治の前進を図っていかねばと思っております。

では、本論に入ってまいります。

私はまず、農業施策についてお尋ねをしていきます。

今、日本の農業政策の基本になっているのは生産調整の歴史が、言えばどのように変わってきたか、そのことを具体的に表現をしています。1960年安保条約、この段階でいわゆる日本の旧農業基本法のもとで減反政策が進められてまいりました。つまりアメリカの都合による日本の農業政策、いわゆる競合しない、アメリカの農作物と競合しない、輸出の作物に競合しないというふうな形で、言葉としては安楽死政策というふうに言われました。これがやられました。大豆や小麦、菜種などがそれです。そのときに自由化で米以外の作物が下落をし、そして農家は米に集中した。さらに、このとき日本の学校給食に対しては米はだめだ、パンでなきゃだめ、というアメリカのいわゆる脱脂粉乳の問題と同じでありますけれども、アメリカの余剰農産物のはけ口、言えば餌というふうな形で持ってこられたのがいわゆる学校給食のパン、だからそこでまた米が余るといふのがありました。そして、95年、WTOいわゆる世界食料政策でありますけれども、私どもはワールドトータルアウトというふうに表現を理解しております。このここから生産者に減反を勧める、外米の輸入というのが本格的体制に入ってまいりました。2004年の新食糧法で計画流通制度が廃止され、正規米の買い入れ・販売の入札、いわゆる民間のサイドで米を入札あるいは売買をするというのが本格的な、ここで一つだけましなのが学校給食へ御飯をやってよろしいというので、南国の学校給食が始まっていくという経過をたどりましたが。そのようにこの新食糧法でいわゆる自由販売という言葉で米への圧迫がどんどん強まってまいります。2009年、それらに対して民主党政権が戸別所得補償制度を設けたことは、農家についての生産に対する一定の安心感というものをつくり上げたと思います。そして、2015年から飼料用の米の拡大、需給調整がある。この中で一定米価は上昇しますけれども、生産対策だけで過剰対策、あるいはいわゆる価格補償政策というものが無いという中で、部分的な政策はあります。だけど、これは政策の都合でしゅっしゅと変わっていくというようなことから、その16年産の豊作を受けて、先安感というのがずっと続くということで、米についての

信頼というのも揺らいでまいりました。転作奨励金が大きく変わることが予測されています。だからこそそこで米への不安が生産者側にも消費者側にも、あるいは業者の側にもあったというふうに思います。私はそういう点で米について、あるいは食料についての基本的な考え方の中に、余り好きじゃありませんけれども、ブッシュ、アメリカの大統領、つまり2代目のブッシュですが、食料の自給力のない国というのは哀れなもんだ、日本に米を押しつける一方で平然と演説をしたというブッシュ。つまりそこには食料についての考え方をがっちりと受けとめている。あるいは北欧の論です。高くても自国のものを食べる、そのことが自分たちの食と生活の環境を守ることだ、学校教育の中でもそれを徹底的にやっているというふうなことでありました。

では、今の政策的な問題で今後どのようにしていくのか。

初めに、部分的な政策というのはその政府の肝いりでつくる、あるいは気が向いたらつくる、気が向かざったらやめるというのが政策の弱さであります。その点で水田活用支払交付金はそのような方向になっていくのか。あるいは二毛作助成、いわゆる耕畜連携の助成、どのようになっていく、いわゆる部分的な加算制度、これがどのような形になっていくのかということをお尋ねをしておきたいと思います。その加算制度がなくなるというようなことになったとしたら、これは一発、香長平野の、あるいは南国の農業、これはすぐにおだぶつになることは間違いありません。農業というのは政策的な補助金で成り立っているのが世界的の共通です。アメリカは、はるかにはるかに農業保護です。アメリカは日本に言うときには日本の農業保護はいかん。何のことはない、自分とこはもう農業保護は完璧にやってる。先ほどのブッシュの論がありませんけれども、そうです。例えば今のトランプ、彼はどうです。大統領になる前、就任する前に既にはや、日本の食料は安全だと宣伝をする、アメリカの食料が安全じゃないというのかと言って、はや日本に対して攻撃をする。そうすると日本のほうは、はやそれにびびって、これはアメリカの食料を受け入れなければならない、なんていう論を平然とやるやつもいました。そんなふうなことです。

私はとりわけ南国市の農業を支えていく今後のあり方の中に、大規模農家の役割というのが大きくなってきていることは皆さんも御存じのとおりです。15ヘクタールというのが大体基準になっています。この15ヘクタールというのはどういう基準なのか、わかれば言っていただきたい。特に、それから規模拡大によって60キロ当たり5,000円幾らの低コストが生むことができるというふうによく言われます。そして、このことについて根拠というんか、実際成り立つんだろうかというふうなことを思いますが、それについて見解があれば、お教えいただきたいと

思っております。

特にそういうふうな南国では圃場整備等を今後考えていくという真ただ中のときに、こういう連中もいます。日本経済研究センターなところは「反グローバリズムを超えて」というレポートを出しました。言えば政府の御用機関です。国内改革で自由化の恩恵、共有を図れ。日本はいち早くTPPを批准して、アメリカに批准を促せ。TPPがダメだったら日米FTAを結べ。同時に国内構造改革、規制改革を進めろ。とりわけ農業問題では10年で農業再生の見取り図を描け、生産調整と飼料米の転作補助金をすぐやめよ、米関税を廃止せよ、企業の農地保有の自由化を図れ。米は1俵60キログラム当たり6,000円から3,000円になるだろう、だから関税を撤廃してもよろしい。こんなことを平然と言って政府の御用組織が宣伝をする。また、それに便乗して乗ってやる連中もいます。

また、この間種子法の廃止が出ました。これは前回のときに種子法の廃止、これはおかしいんじゃないかと。モンサントのような大きな種屋のいわゆる都合で、種は庶民の側には高くなり、そして遺伝子組み換えの種が出てくる。あるいはF1によってどんどんどんどん高くなっていく、そんなこと。そして地域創生と言いながら、地域の種子の採取ができなくなる。こんなことは日本の農業にとっても不幸だ、ダメじゃないかと、皆さんからも共感をいただいて意見書を上げました。そういうようなことが今のような農業の状況です。

以上のような点から農業の置かれてる現状は、まさに超深刻と言わざるを得ません。圃場整備もくそくらえ論まで出てきそうであります。

では、圃場整備についてお尋ねをいたします。

米事情については前段で触れましたが、そのような今だからこそ逆に農地の有効活用条件の整備をやらなければいけないということは、皆さんもおわかりになったと思います。そうでなかったら、米価の今の状況6,000円から3,000円なんていうことになってしまうと、とてもありません。ことしの米価もSBSの関係で調整金が4,000円あった、で米価は1万1,000円ぐらいで動いていた。だが、規制改革会議、いわゆるローソン栄えて農村滅びるのローソンなんかの連中がやったのは、その調整資金を使うこと相ならん。ほんだら安倍政治はイエッサーというようなことで、そうすると米価は一気に7,000円に下がりました。それが今後さらに完全撤廃というふうな方向まで来れば、6,000円から3,000円となる、これではもうやっていけません。

そんなこと等を思いながら圃場整備をどうしても進める必要性、南国市の今の農地、この基礎面積、あるいは戸数、そしていつから取り組んで、どのような変遷をたどって今の状況にな

ってるのか。市長にあっては圃場整備の促進に力餅を予算化し、執行状況にあります。その点では感謝申し上げますけれども、この取り組みのテンポからして、一気果敢、11月には同意率90%が400ヘクタールを含めて求められています。この確保が主たるテーマ、これを失ったらペアです。じゃんけんじゃありません、終わりなんです。今、南国では20組織が一生懸命そのことに努力をしています。私の片山でも、全戸いわゆる農地保有者に対して圃場整備についての考え方、約7割の方については意見を頂戴いたしておりますけれども、まだまだそうでない、いうふうな状況です。一戸一戸に当たっていく人を決めて、今ラブコールを行っています。まず、手紙でラブコールをやって、そして対話をする、そして複数で臨む、さらにまた複数で当たっていくというようなことを決め、私が今議会中ですので、ごめんよということで、まだサボって、まだスタートしておりませんが、そのような形で全力でこの圃場整備の実現を求めています。だが、10年後には、生産農家の労働力というのがもう見えています。片山でも10人くらい、70ヘクタール、守りのしようがないというふうな状況までなってくるだろうと。そうすると、今圃場整備で求められてきている話の内容は、減歩の問題や道の供給はどういうような体制で、あるいは道はどのようにつくる、畦畔はどうする、田の広さはどうする、そして換地への考え方どうなのよ、などがだんだんだんだん問われてくるようになってまいりました。そういう点で農林水産課のほう、いわゆる圃場整備の担当のほうから具体的なそういう御指導をいただければ、単独でどこそこの取り組みのところが決めたということはなかなかできないわけでありますので、そういう統一的な見解も述べていただくように求めておきたいと思っております。

次に、12月議会で取り上げました海岸線の堤防、補強工事用の仮設道路の市道への転換についてであります。

その仮設ができたときの地元浜田部落では、十数年前の取り組んだ思い出、市有地を生かしていただいて道をつくりたい、そんな願い、この運動。それは市長も前回のときに、私もその点ではわかっておりましたというふうに述べていただきましたが、まさにその取り組みの今度道が仮設ができたときに感涙でありました。だから、この感涙で終わってはだめよということで、松下前課長は新年度から目星をつける、地権者や県と話を進め、そのような朗報、皆さんの思い、それに応えるようにというふうなニュアンスでお答えをいただいたというふうに思っております。既設の道路の保存でありますので、難しくないと思っております。現状と、さらに進捗ぐあい、見通しについてお話をいただければと思っております。

3点目、民具についてお尋ねをいたします。

民具の位置づけと保護育成についてであります。私は志国博とあわせて高知城歴史博物館でやられております山内家の言えば家宝展、2回行ってまいりました。いわゆるお宝が展示され、山内家の推移と高知県の歴史を皆さんじっくりと見学をされていまして。私も2回ござあつとあの横へ並んだの読みましたが。何か読んでみると、南国では稲吉が一番で、田村が2番で、ってな具合で、後免というのはなかなか出てまいりませんでした。そういうふうなことです。だけど、山内家の物は美術品、芸術品と言える立派なものでしょうけれど、だけど武具、いわゆるよろいやかぶと、つまり支配のための道具、下々を威圧するものが多かったように思いました。もう一方では、土佐の下級武士、代表坂本龍馬にするように、これが幕末の風雲急を告げる中でその舞台を走り抜けるように全国で蜂起をしていく、そして流刑地土佐の面目新たなり、というようなことをその中で読みながら、なんたる確信を持ったものでした。

では、本論民具であります。図書館で民具に絡むものを見せてもらいました。民具とはまさに庶民の暮らし、その全景を映し出す証人であるというふうにも実感を感じました。では、南国市はどのような認識でこれを民具というものを見ているのか、ということをお答えいただきたいものであります。そして、その民具についての評価はどうなんでしょうか。山内家の武具対庶民の民具は平和の礎、証というそんなふうな感じもいたします。民具一つ一つの名前を暗唱してみると、例えばお釜、膳箱、ざる、しちりん、おかもち、大きなものとしては唐箕など、食から農へ、食に絡むものも農具等も全てが自家労働という自給自足で、そしてとりわけ女性の負担が多かったことが、いやが応でも実感を感じました。まさに女性の解放が、炊事場からの解放問題が取り上げられたのも無理はないと思いましたが、この民具、伝統文化として農の歴史、暮らしの日常性と継承していかなければと思いましたが、この継承についてどのようにお考えでしょうか。

そして、じゃあ南国市はどのような民具があるのよ、残ってるのでしょうか。調査をされていますか。今どのように保管されていますか。私は民具の喪失は人間様のおだぶつより早く進んでいると思います。早い対応が絶対求められていると思います。民具についての評価、保存、あるいは展示についての考え方など、お答えをいただければうれしいと思います。

以上で第1問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 浜田勉議員の農業施策、初めに米輸入と減反というタイトルでございましたが、若干質問の内容が変わってございましたので、変えてお答えいたします。

生産調整の歴史とか、価格的な政策という御質問がございました。転作奨励金に限って申しますと、今後どのようになるのかという御質問です。特に水田活用支払交付金についてどのようになるかという御質問でございました。28年度に行っておりました二毛作助成、反当1万5,000円、あるいは耕畜連携、反当1万3,000円につきましては、29年度からは従来から二重助成であるという国の方針が示されまして、財務省の予算編成においてもそういうクレームがございました。そのため29年度からは廃止という予定でございます。これによりまして30年度に向けて飼料米のさらなる促進を進めるということになっております。

そして、大規模農家、15ヘクタールの基準はどうかという御質問でございます。少し古いデータですが、2014年のデータでございまして、米の生産費が60キロ当たり1俵当たり1万5,400円でございます。それに対して15ヘクタールでございまして、1万1,600円に落ちてくると、生産費が。その場合、世間でのお米の流通費は1万3,000円程度でございまして、この形でいくと、15ヘクタールあればペイできるかなと、生活が成り立つのかなという思いでございます。ちなみにアメリカは2,200円でございます、60キロが。

そのような中で、種子法とかの御質問もございましたが、少し言われたSBS米の調整金という不透明な取引による安価な輸入米の流通、そして発覚後に調整金廃止の措置をとった入札結果は、アメリカ、オーストラリア、中国など、いずれも過去最低水準の低価格での取引となっており、輸入米の流通についての不信感は拭い切れない状況でございます。そのような状況の中、先ほどお答えしましたように本年度が米の直接支払交付金の最終年度でございます。今後の需要に応じた米生産につなげるために水田活用の支払交付金を最大限に活用して、需給調整を図っていかねばなりません、それにも限界はございます。

次に、圃場整備についての御質問にお答えいたします。

本年度は地区調査2年目となり、11月からは地権者の圃場整備事業への参加の仮同意徴集を開始しまして、来年30年3月末には限りなく100%に近い同意率と事業要件の受益面積400ヘクタール以上をクリアする必要があります。これができなければ、国に対して高知南国地区の国営圃場整備事業の事業計画策定及び事業着工要求まで進むことができません。なお、仮同意徴集とは、国を事業主体とする圃場整備事業において地元の事業推進に対する意思確認を行うものであり、仮同意徴集に着手するためには本年10月末時点で90%以上の賛同が得られた状態にする必要がございます。そのため、ことし初めから各地区の圃場整備委員会には3月、6月、9月までの同意取得目標を設定して、同意率を上げていくスケジュール案を提示して、多くの同意取得を目指しているところであります。

各圃場整備委員会の同意取得に向けての機運はどうかの御質問でございますが、20組織の中には確かに温度差があり、委員長を先頭に未同意の地権者に対して精力的に個々に説明、説得に当たったことによって、既に90%を越す同意を得られた組織もございます。ただ、組織によっては、田植えが終わった4月下旬ごろから集中して地権者を回り始めた組織もあるため、一概に今の同意率が全てとは申しませんが、時間は多くはありません。今の状況は楽観できるものでもありません。そのような中、再度各部落での地権者対象の説明会を開催した地区もあり、少ない参加者を見て、委員の皆さんが危機感を持って同意取得に向け動き出した組織もあるなど、全体では1月から80ヘクタールを越す同意積み上げがあり、機運は上がってきているという感触はございます。また、農林水産課としましても、昨年度から2班体制で分担して対応するとともに、本年度も1名の増員により事業推進体制を強化し、地元組織と連絡を密にしてサポートしていくようにしております。

最後に、これまでは整備イメージ図や先進事例を参考にした事業費平均、反200万円という数字しかお示しできませんでした。ことしは整備後の換地計画までは示せませんが、各地区の農地の高低差等を考慮した詳細な整備構想図とともに、それをもとにしたより精度の高い概算事業費をお示しすることができます。将来の現実味を帯びた農地の未来図の提示と地元負担率の軽減策をあわせて説明しながら同意取得を進め、事業着工まで持っていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

〔建設課長 西川博由君登壇〕

○建設課長（西川博由君） 浜田勉議員の質問にお答えいたします。

県道春野～赤岡線と旧県道春野～赤岡線である市道久枝～十市線を南北に結ぶ路線は道路幅員が狭い道路が多く、緊急車両等の進入のためにも、十市海岸の堤防工事のために設置されております東坪池の工事用道路を市道として活用する必要性を認識しております。建設課といたしましては、昨年度地権者様と協議をさせていただいておりますが、今後も平成30年度の堤防完成の時期にあわせ、市道として活用できるよう国土交通省と協議をするとともに、地権者様や地元の皆様の御理解と御協力を得られますよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 中村俊一君登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一君） 浜田議員からお尋ねのあった民具の位置づけ、保護管理のことについてお答えをしております。

歴史、中でも産業史、生活史を学ぶ上で民具は庶民の生活をうかがい知ることのできる貴重な教材となります。県立高知農業高等学校や市内の小中学校の一部では、校内に展示・保存され、教材として活用がされております。また、長岡農協民具館でも農機具にとどまらず、多彩な民具が展示され、授業として来館する学校も少なくないとのことでございます。ほかに南国市内には県立歴史民俗資料館があり、近世以降の林業や農業関係を中心としたさまざまな民具が展示され、解説を聞くこともできます。

翻って市教委のほうでは何点か、唐箕、足踏み脱穀機といったものを保管はしておりますが、展示には至っておらず、出土した埋蔵文化財の展示と相まって解決すべき課題となっております。歴史の貴重な教材となる民具につきましては、取捨選択、他の施設との補完性も念頭に保存管理に努めるとともに、展示につきましても努力をしております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） 今お答えをいただきました。

お答えは是であります、市長に圃場整備の力餅について、もう一言ないらうかというのを付け加えておきたいと思っております。

それと、農林水産課長のお答えの中で、特に圃場整備をめぐる問題の中で幾つか私のほうが現場の問題だとか、いろんな細部にわたった部分等に触れました。もちろんこれをすぐお答えをいただくというんじゃなくて、あなたのほうでは今後具体的に進めていくというふうなことが答弁ありましたので、それを早急にできれば、早い話が、減歩がどればあよというようなこととかいうようなことをいかんと、話がなかなか煮詰まってこんのよ。先ほどの図面化をするというようなことでもありますので、それは了でありますけれども、何か概略的に話をできるような、この、がをつくっていただいたらいいんじゃないかと思いました。

それと……。あそうか、ごめんなさい。力餅というのは280万円の話よ。それ以上はないかという、簡単に言えば。ごめんなさいね、私は自分で力餅というふうに判断をしよう。そうです。いわゆる各20の取り組みに対する、例えば片山の場合だったら20億円じゃない、20万円ですけれども、こういうふうな形で、それをどういうふうに生かしていくかというのがも今あるんですが。今一気に果敢に11月には同意を90%やらないかんといいながら、これから取り組んでいく段階で、私の議員のほうは全然そのお金は関係ありませんけれども、皆さんがやっぱりそ

れを有効活用したいというふうな声も上がっております。というのが力餅の話で。力餅なので、こっちが力抜けたみたいな。

民具についてです。民具についてはもちろん現状はよくわかっております。現状はわかっておりますけれども、やっぱり民具をあなたの頭の中で理解をしたんじゃないなくて、体のほうで、足のほうで、手のほうで理解をどのようにしておるかというのが疑問だったもんですから。というのは実際長岡農協、あるいは高知農業高校の後援会だとか、歴民、歴民の場合は言い方悪いけど、並べちゃうばあというふうなぐあいです。だから、そんな点でやっぱり、この歴史、平和のあるいは農業の歴史、あるいは女性が解放されていく歴史というなものが、ぱっと見てわかるやったら満点よという意味のことで。だんだん今後そういうふうな面を考慮していただきたいという意味のことで。それはわかっちゃったろ。

以上のような点で、2点目について今私が追加をお願いした部分についてのお答えをいただければ。それと、ごめんなさい、市道については、うん、満点よということであります。

じゃ、よろしく。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 少し意味がわからなくて済みませんでした。

これは9月におきまして、各地区5万円ずつといいますか、補正上積みするという方針で考えております。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

○農林水産課長（村田 功君） 浜田議員2問目にお答えいたします。

圃場整備の減歩についての御質問がございました。基本普通のベースでございまして、5%から10%の減歩というのがふだんお話ししておる中でございまして、実際、南国市は地籍調査が行っておりませんので、相当伸びのあるところ、あるいはもうほとんどないところありますので、一概にはよう言いません。また、パイプラインの整備もございまして、パイプラインをしますと、開水路が必要なくなります。その分減歩がなくなります。あるいは農道につきましても、農道2本、3本あるところを4メートルの大きな道にして減す、その場合には当然道の面積が農地として含まれますので、減歩は少なくなってくる。いろんなパターンがございまして、先ほど申しました各整備構想図を描くとき、要望に沿ってつくりますので、大体の絵は描けるかなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） ほかにありませんか。17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） 顔へ書いちゅうき、わかるわかる。顔では議事録にならんという意

見もありますが、確かにそのとおりで、だけど全体の理解というのは、悪い理解をしてるはずがありません。善意に理解をしていきます。

私は今農林水産課長のほうの、僕もそういうふうなこの細部の条件条件のところについてという理解がちょっと欠如していました。あるいは確かに水路の問題も、そういう状況の中で、あるいは道のほうもそう、そういうなことを。結論はありか、じゃああんたんとこで自分でちょっと絵を描いて、それを出してくれたら出るよということなのか、全体としての指針を出していただかないと。早い話が土木にあって自慢じゃないけど、ペアのペアよ。パソコンについてペアと同じ以上にペアなわけよね。だから、そんなふうな面から見てもやっぱり一定の指針というのは、こんなところはこう、こんな場合はこうというふうなことを出していただいたら、11月のこの90%の同意に向けて、あるいは今、力餅の部分まで足していただきましたので、さらに力が加わるだろうと思います。だから、細部についての指導を今後よろしくお願いをしたいと。はいと言うてもろうたら、それでよろしい。

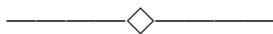
○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

○農林水産課長（村田 功君） どこまでできるか自信がございませんが、できるだけ頑張ってみたいと思います。済みません、失礼します。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後11時56分 休憩



午後1時 再開

○副議長（岡崎純男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） 公明党の浜田でございます。第396回定例会の一般質問を行わせていただきます。

初めに、市民負担の軽減ということで、市長にお伺いをさせていただきたいと思います。前回の3月議会の続きとなりますが、よろしくお願いをいたします。

前回国保の値上がりにおいて市民負担が大きくなるため、せめてごみ袋の値下げをと提案させていただきましたところ、市長の御答弁といたしましては、他の分野で何かいいものはないかなという時間を少しいただきたいとのことでございました。それで、何かお考えいただけましたかどうか、お尋ねをいたします。

私からはごみ袋代の値下げを提案させていただいたところですが、この4月からは、ビールを初めとする酒類やはがき代、宅配便など、生活者に必需品と言えるようなものも値上がりをしています。そして、国保税も値上がりし、市民生活は少しずつ圧迫を余儀なくされている現状にあります。そんなときだからこそ、市民の身近で負担の軽減を感じられる施策としては、ごみ袋の値下げがよいのではないかと考えるところです。前回も述べましたが、南国市がごみ袋の値上げをしたのは、ごみ収集の経費を確保するためというのが直接の理由ではなく、行財政改革の中で、当時の財政赤字を出さないために市民の皆様へ御協力をいただくということであったと思います。結果的にはごみ処理の費用に対する市の負担を助けていますから、必要な財源としてのごみ袋代だという言い方もできますが、値上げの名目はそうではなかったということは思い出していただきたいところです。

平成27年度における香美市の人口が2万7,056人、南国市の人口が約4万8,300人として、香美市のごみ排出量が4,420トン、南国市のごみ排出量1万1,126トンで、それぞれ人口で割ると、香美市は約16キログラム、南国市約23キログラムとなりますので、南国市は1人当たりのごみの排出量が香美市より多い計算になります。排出量が多いということは、ごみ袋も多く利用しているということです。ごみ袋の値段は、香美市が小150円、中200円、大250円に対し、南国市は小250円、中350円、大450円となっています。袋に入れる量は香美市も南国市も同じ大きさの袋ですから、排出量とごみ袋代をあわせて考えますと、南国市の御家庭でのごみ袋代は年間にして香美市の御家庭の2.5倍の金額になってると思われます。南国市の一家庭当たりのごみの排出量が多いことについて、その削減策はまた別途考えていかなければならない問題ではございますが、今の現実から考えた場合、南国市の市民負担は香美市の2.5倍となっています。住みよい南国市にするためにはこの点にも目を向けなければならないと思うところです。

さまざまな負担が増加する中、ごみ袋代の値下げが一番身近で実感できる市民への負担軽減となるのではないかとと思いますが、市長の御所見をいま一度お伺いいたします。

次に、市民サービスということで何点かお伺いをいたします。

まず、はり、きゅう、マッサージ等施術費の助成に関してお伺いいたします。

平成16年から国保事業として始まりましたが、後期高齢者医療保険制度が始まったことから、平成20年度からは保険を問わず、65歳以上の方々に適用されるようになりました。この施術費の助成はこの間一貫して800円でございます。市民の皆様からは随分以前からせめて1,000円にしてほしいとの要望がございまして、公明党の同僚議員からこれまでも質問があったと思いますが、いまだに800円のままです。年間にどれくらいの利用があるのかをお聞きいたします

と、平成28年度におきましては、人数にして261人、利用枚数としては1,305枚ということです。利用された枚数から計算しますと、104万5,000円が使われたこととなります。平成29年度の予算書には132万円が計上されております。昨年1年間の利用が仮に1,000円の助成であったとしたら、103万5,000円が必要経費となり、予算の範囲内で運用できたこととなります。今後高齢者もふえていくだろうと思いますので、この年度予算をもう少しふやして、150万円くらいにさせていただくと、安心して1,000円の助成ができるのではないかと思います。18万円の増額です。南国市の現状から考えましても、余り無理な金額ではないのではないかと思います。肩凝りは万病のもとと言われます。健康な高齢者でいていただくためにも、この助成は有効であると考えます。御所見をお伺いいたします。

そしてまた、施術を行っている方からお聞きいたしました。この制度の周知が以前よりはできてきたと思うけれども、市役所から発行していただいたサービス券が1年間限りであることを知らないで、前年度のサービス券で施術される方もいらっしゃるということです。施術を行ってくださっている方々の多くは、見えない方々です。サービス券を渡されたとき間違いかどうかに気づくことはございません。そこで、でき得れば、サービス券に点字にかわる何かをつけることはできないか、お考えいただきたいと思います。29とか30という数字だけのもので何年度のものかがわかればいいわけです。点字コピーでは大変な経費がかかると思いますので無理だと思いますが、以前テープに点字が施されてるのを見た記憶がございます。これを用紙の隅に貼っていただくようなことはできませんでしょうか。これも無理ならせめて年度ごとに用紙の色を変えていただければ、施術者の家族が早く気づくということもあります。実際わざと不正をするような方は南国市にはおいでませんが、見えない施術者に対しては何らかの形で点字があれば、市役所発行の用紙であるという確認もできます。御検討をいただきたいと思えます。

続きまして、手話通訳者の活用ということでお伺いいたします。

本年4月から南国市には正式な手話通訳者の設置がされました。市長初め、関係課長の御尽力に心から感謝を申し上げます。庁内に籍を置き、庁内に訪れる聾者の対応のみというところは存在すると思いますが、市役所に籍を置き、市内のできる限りの場所に出張して、聾者のためのサービスをしているところは全国的にも珍しいと思います。聾の方々の念願がかない、歓声が上がったとお聞きしています。本当にありがとうございました。

4月からきょうまで、どのような利用がされてきたのか、短い期間ですので申しわけございませんが、状況をお聞かせいただければと思います。その上で何点かお願いしたいこともござ

います。

まず、市役所に通訳者がいることをお知らせする看板のようなものを総合案内所近辺に設置していただきたいことです。実は、手話通訳者を必要とするのは聾者だけではございません。業者さんによっては聾者から仕事を依頼されるようなこともあるでしょう。そんな場合むしろ業者さんが手話通訳者を必要とするのではないのでしょうか。そういった意味で南国市の皆さんに通訳者の存在を知らせることが大事だと思います。なお、看板だけではなく、何らかの形で広報することもお願いしたいと思います。

さらに、せっかくの通訳者を雇っているわけですから、南国市としても通訳者に少しでも幅広く活動してもらうために提案いたしますが、小中学校の生徒を対象に人権教育の出前講座のようなこともできはしないかと思います。学年を決めて年に1回の講座でやれば、全ての子供たちに聞いてもらえると思います。御所見をお伺いいたします。これからは以前に提案させていただきました手話言語条例の制定に向けましても、推進の中心になっていただけるよう要望もしたいと思いますので、御検討ください。

続きまして、病児・病後児保育につきましてお伺いいたします。

子育て中のお母さん方から強い要望があります病児・病後児保育への取り組みをお約束いただきまして、心待ちにいたしております。実施に向けての環境も整ってきたことと思いますので、進捗状況等につきまして御説明願いたいと思います。

通告の3番目はまちづくりについてお伺いいたします。

産業建設常任委員会では、5月の行政視察として石川県野々市市、滋賀県長浜市、同じく滋賀県の守山市の3市を視察研修させていただきました。今回の視察は、有沢委員長さんの人徳のなせるわざだったのか、私にとりましては大変に有意義で実りある研修であったと感謝をいたしております。それぞれの市で研修させていただきましたことを述べながら、質問をさせていただきたいと考えていましたが、昨日の土居恒夫議員の御配慮で都計課長が全て御報告してくださいましたので、なるべく省くことといたします。

野々市市は1975年には野々市町であり、人口も2万人でした。2010年には合併したわけでもなく、人口5万人となり、2011年に野々市市となりました。現在は人口5万5,000人を超え、平成27年の国勢調査によると、人口増加率6.19%、平均年齢40.7歳、これも昨日お話がございました。昭和40年に区画整理を始めてから現在進行中のものまで含めると、この50年余りで31地区にわたり区画整理を行っています。その対象面積が一番広いところで70ヘクタール、一番狭いところで0.91ヘクタール。1ヘクタール、2ヘクタールのところもたくさんございます。

人口をふやすために区画整理を行い、人口がふえたために区画整理を行い、また人口をふやすために区画整理を行うという繰り返しで50年間行ってきたとのこと。有沢委員長さんの母校の金沢工業大学との連携もとりながら、現在はPFIの活用もされておられました。市街化調整区域での農地の転用につきましても、有沢委員長のほうから質問していただきましたが、無理なく進めてこられた経緯を御説明いただきました。みんなに選ばれる町を目指して、未来を見据えた取り組みを行ってまいります、という市長さんの思いが大変印象に残りました。

南国市も篠原地区で初めての区画整理に取り組んでいるところでございますが、以前から何度か述べさせていただいている駅前線に沿った地域での区画整理を、このときにやらなくてはならないとの思いをまた深くしたことです。救急車や消防車が入るのは無理だと思える狭い道が幾つもございます。災害時のことを思えば、とてもそのままにしておけないと思います。狭い範囲からでもその必要性の認識によって、予算の確保もできてくるのではないのでしょうか。若枝課長も同行いただいておりますから御理解いただけると思います。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、長浜市にある長浜まちづくり株式会社を訪問し、研修させていただきました。研修場所を探すとき、黒壁の町というフレーズにひかれ、長浜市を選んでいただきました。長浜市が黒壁なら、南国市はしっくい白壁の町だってできるかもしれないと思ったからです。行ってみましたら、黒壁は明治時代から黒壁銀行の愛称で親しまれた古い銀行を改装した黒壁ガラス館を中心に、古い町並みの中に点在するお店などを総称した黒壁スクエアのことで、壁は白ですと言われました。少しがっかりいたしました。この人口11万8,000人余りの長浜市に年間200万人前後の観光客が来るまでの過程、取り組みをお聞きし、目の覚めるような思いがいたしました。昨日の報告がございましたので、話をはしりますが、結論からいえば、点を結んで線にし、線から面へという考え方では活性化はできない。昭和60年から30年間にわたり小さなまちづくりの積み重ねから、今多くの観光客が来てくれるようになったわけですが、まずどういう町にするのかを考えた上で手を打っていかなければならない、と発想の転換を促されました。長浜市では長浜市、長浜市議会、商工会議所、商店街の組織、近代化協議会、これは企業集団と思われませんが、これらが一体となって中心市街地活性化に取り組んできたことを上げられました。市もお金を出しますが、民間企業からも出資を募ってまちづくりに取り組んでいるのは少しまねができないかもしれません。しかし、発想の転換は大事だと感じています。

今は県会議員になられました田中徹議員が以前市議会議員であったときに、中心市街地の活

性化について質問をされたことがございまして、そのときの市長答弁に次のようなことが述べられておりました。高知大学医学部が来るときに、どういうまちづくりをするかは全く抜けておって、こっぴり白い立派な建物が建ったけれど、40年後も一緒です。中略します。そういうものなしに今日があるということに非常に寂しい思いといたしますか、云々とございました。まさにそのことだと思っております。駅前線の周辺につきましても、どういうまちづくりにするか、それをまず考えてから取り組むべきだと、これまでも質問の折に述べさせていただきましたが、民間任せで成り行きのまちづくりをするようにしか思えない御答弁でした。発想を変えなければなりません。そして、今は障害のある方々と、そうでない方々が、また高齢者や若者が生涯住んでいける町にするために、インクルーシブデザインやC C R Cも含めてのまちづくりにぜひ取り組んでいただきたいと思います。そして、南国市にはたくさんアピールできる資源があることに今さらながら気づかされます。今はやまってしまいました、つらゆき時代まつりも大変すばらしい材料です。しかし、お金をかけた割にはうまく活用できませんでした。その問題点の一つは、駐車場がないことだということを誰もがわかっていながら、解決策もなく、まつりがやまってしまいました。南国市のアピール材料として活用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、白鷺城の真っ白な壁は稲生で製造したしっくいです。このすばらしい石灰は南国市でなければ発信できないと思います。自信を持って観光資源にしていく工夫が欲しいものです。空き家対策や商店街、さまざまなところに石灰を利用したまちづくりも考えられます。このことにつきましても御所見をお伺いいたします。

ここでは私の提案だけですが、今回の一般質問では何名かの議員からも、まちづくりの御提案がございました。この議場では、まちづくりの機運が少し盛り上がっています。多くの市民の皆様のお知恵を出し合えば、もっともっと多くのことが出てくるのではないのでしょうか。多くの御意見を出していただき、どんなまちづくりをするのか、何回も話し合って描くべきです。そして、補助金がここにあるからこのことをやろうという発想で、ぽつんぽつんと積み上げるのではなく、こんなまちづくりをするのだということから一つ一つ積み上げていく、そのために必要な補助金を探すということに変えていくべきだと思います。

さらに、角度が少し違う話ですが、前田議員から第1次産業に対するような支援を第2次産業へという御意見がございましたが、賛成です。ただ、補助という支援ではなく、育てるといふ支援が大事かと思っております。製造業で生産されたものを南国市でどう使うか、市外のどこへどのように売り出すのか。例えば南国市の石灰を南国市の我々がどのようにどれだけ使う

か、市外のどこへアピールするのかといったようなことにどう支援できるのか、その知恵を絞り出したいものです。長浜市は工場誘致もしましたが、ホテルの誘致もしました。民間が町へ投資しやすい環境づくりをして、商業の活性化を図りました。産業の振興の町、観光のまちづくりは人を呼び込みます。人が来れば農作物も多く必要とされます。産業や町への投資は大きな経済効果として返ってくるわけです。

3番目の守山市は、ちょうど南国市のコンパクトシティー計画と似通った構造のまちづくりをしているところだったので、大変参考になりましたが、御紹介すれば大変に長くなりますので、ここまでにいたします。

最後に、まちづくりで目指す方向性はどこもそう変わりません。違いがあるとすれば、まちづくりに取り組む行政や市民、そして民間企業、それぞれの思いの強さです。どれだけ強い思いを持ってまちづくりに臨むのか、そこが問われると思います、というのは野々市市の市長の言葉です。プランをつくったら仕掛けをしなければならない、という長浜まちづくり株式会社の社長の言葉を御紹介いたしまして、私の1回目の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） いつもいつも浜田議員さんからは非常にすばらしいといいますが、御提言をいただきまして、私も有沢議員の母校のあるところへ一度行ってみたいなというように思いました。ぜひ機会があれば御案内を願いたいと思います。

ところで、浜田議員さんの3月議会での質問に対しまして、市民の負担軽減についてのごみ袋代の値下げの提案がございました。私もその後ずっと値下げをするならば、軽減するならば何がいいかなということで、何回も何回も予算書を開いて見てみたんですが。本当にこのごみ袋というのは広く市民どこの家庭でも必要としておるものですので、広く市民の方々に広がるものであると、そのことはよくわかりました。ただ、たまたまなんですが、これは。先ほど香美市の事例と比較して、これまたうちのごみ袋というのは、いや、香美市がどのようにしたのかはよく承知してないんですが、今日そのまま比べてみると、非常に高いなという感じがいたします。ところで、ここへきて軽減の話をするのにおもしろくない話を私決してするつもりはございませんが、やはり全体的な全体予算というものの中から考えますと、たまたま、ことしはおかげさまで香南清掃組合が建設されまして、やっとな数年ぶりの改築が終わりました。莫大なお金を使ったわけでございますが、あれでも炉を小さくして、80トン2炉を60トン2炉

という細めてやりました。そこへいって市民の方々の分別、それからごみの少量化にも非常に数字でわかるような減量がされております、これ実際されておるんです。おるんですが、それでも家庭用、事業用のごみを処分するのに1億2,700万円ぐらいかかっております。これぐらいかかっておるんですが、それにプラス今回香南清掃組合を改築した、この割り勘があと3年目から始まります。これが交付税の対象になりますので、償還される約半分ぐらいのものが交付税措置されます。それでも毎年毎年1億3,000万円ぐらいの負担になるわけでございまして。それにプラスして、例のきのう土居議員の質問にもお答えしました文化施設の建築ももうそこへ迫っておるということで、どういう手法でこれをやっていくのかということについて、大変申しわけないですけど、来年に向けてもっともっといろんな要素を考えながらこれに対応していきたい。私は繰り返すようですが、やはり市民負担の軽減感ということで言うならば、やっぱりごみ袋がいいかなという思いはしております。そういうことで、浜田議員さんせっかくいいこの御提言をしてくれたら、妙にそれを打ち消すつもりはないんですが、やっぱりたまたま大きくハンドルを切りかえまして、街路事業ももうここで行き詰まっております。ですから、街路事業でいつまでやってもこれは駅まで行き着かんと判断しましたので、別のメニューでやることにしてあります。これも今までよりはもっとスピード感上げてできるはずでございまして、やっていきたいと思っておりますので、ぜひ今度の来年度予算に向けたものでぜひ何らかのお答えを出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、これも先ほどの御提案にありましたような区画整理のことなんですけど、私は一定の区画整理というか、まちづくりをこれから南国市が独自で、我々の力でやっていく条件は一定整ったと思っております。特に問題でありました既存集落内の農地の問題には、これ積極的に、果敢に取り組むことができると私は確信しております。それと、都市整備課長を先頭に今の職員が非常に勉強して、今御苦勞かけております。だけれども、若い職員が、私は自信を持って今やっておると思っております。何と云っても、条例づくりから全部イロハのイから始めるわけでございますので、すごく勉強になっておると思ひます。これをまず篠原地区のあの小さいところでございますけれども、そこでやっぱり実際にやってみてどうなのかと。思わぬ御苦勞もあるかもわかりませんが、私はこれをやり上げることによって南国市の区画整理の第一歩が始まると思っております。それをやっぱり特に南国市の場合この旧村単位に既存集落というものがございまして、これをどういふようにその地域地域に合った特色あるまちづくり、地域づくりに生かしていきたいと。今まで随分このことが問題になりました。有沢議員もかつてこの議場で、日章地区の子供たちが激減したという話もされました。それから、そのほかの

議員、あるいは中島の沖あたりのあの集落にも子供がいなくなって、それで空き家が目立ってきたと、なのにあこへそのままになって人が入ってこないと、こういう問題を解決していくためには、やっぱり既存集落をどうのように利用していくかということだと私は思っております。ですから、その辺のことを今力をつけて、ことしから来年にかけて十分勉強して、少し時間はかかりますが、やっていくことが南国市の活性化にもつながるのではないかと考えておりますので、重ねて、いましばしお時間をいただきたい、このように思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（岡崎純男君） 長寿支援課長。

〔長寿支援課長 島本佳枝君登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝君） 浜田和子議員さんの市民サービスについての御質問にお答えいたします。

はり、きゅう、マッサージ等施術費の助成につきましては、先ほど議員さんからも御説明いただきましたように平成16年度に国民健康保険の被保険者を対象に開始し、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設により対象者を65歳以上の全ての市民に拡大して実施しております。高齢者の健康増進、保持を図ることを目的に市の指定するはり、きゅう、マッサージ等施術を行う施設、現在14カ所の利用に係る費用の助成を行っており、助成内容は1回につき800円を、1人年間12回までとしており、利用者の方から助成券を心待ちにしているという声もお聞きいたしております。年間の助成申請者数及び助成件数の推移といたしましては、平成26年度は275人、1,180件、平成27年度は264人、1,187件、平成28年度は261人、1,305件と、ここ数年の申請者数は横ばいとなっておりますが、平成28年度の助成件数は前年度と比較して118件増加しております。

助成金額の引き上げにつきましては、予算に関係することとなりますが、市の助成に対する後期高齢者医療広域連合からの補助金は前年度交付実績額が上限となっております。これまでの助成実績の検証を行い、財政面も含めまして今後のあり方を検討してまいりたいと考えております。

また、助成券を使用する際に年度がわかりにくく、点字での表示ができないかという御質問につきましては、年度によって助成券の用紙の色を変えるなど、利用される方がわかりやすい方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 岩原富美君登壇〕

○福祉事務所長（岩原富美君） 浜田和子議員さんの手話通訳士の御質問にお答えいたします。

手話通訳士につきましては、4月より福祉事務所に資格のある方を嘱託職員として1名雇用し、手話を言語とされる方の日常生活でのコミュニケーションの助けとして御要望にお応えしております。この2カ月間の利用件数は、4月が10件、5月が11件ございました。利用内容は市役所内での通訳が8件、病院での通訳が7件、聴覚障害者の御自宅での業者との通訳が4件、携帯、補聴器を扱う店舗での通訳が2件となっております。

利用者からは、手話通訳士がいることで安心してコミュニケーションができると好評を得ております。特に病院受診に関してはスムーズな受診、治療につながっており、今後も利用件数がふえていくと思われまます。御自宅や店舗においてはガスや電気、水道といったライフラインにかかわる修理や設置、携帯電話や補聴器など、利用、使用する際には注意事項や取扱説明が欠かせないため通訳士がしっかり伝えることで、利用者だけでなく業者も安心できます。なじみの業者に仕事を依頼されることが多いと思いまますので、手話通訳士からも業者には名刺をお渡しし、通訳が必要な際は声がけもお願いしてまいります。今後も障害者で手話通訳士を必要とされる方への周知に努めてまいりますとともに、一般の方への周知につきましても、市広報紙等を使って行ってまいります。

人権学習への手話通訳士の活用につきましては、学校などから御要望がありましたら、可能な限り応えていきたいと考えておりますが、手話通訳士が現在1人のため障害者の日常生活でのコミュニケーションの助けを優先させていただきたいので、日程が合うようでしたらということ御理解をお願いいたします。

本年度は香美市、香南市、南国市の3市合同で手話奉仕員養成研修も予定しております。いまま少し市民の手話に対する機運の醸成を待って、条例については検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） 浜田和子議員の御質問の病児保育の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、施設型の病児保育事業についてですが、医療機関と近々協議を行う運びとなっております。協議の中で南国市における子育て支援の推進において必要な事業であることの説明を行

い、実施の実現に向けて計画的に進めていきたいと考えております。

次に、訪問型の病児保育事業についてですが、12月議会で答弁をさせていただきましたNPO法人にんにんの訪問型病児保育は、高知市において4月に事業開始の届け出を行い、事業を開始しております。法人におきましては高知周辺における事業展開を行いたい意向があり、現在県、法人、医師会及び香美市、香南市と協議を行っているところでございます。いずれにしましても、病児保育実施に向けて協議を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 浜田和子議員さんのまちづくりについての御質問にお答えいたします。

浜田和子議員さんの言われるとおり本市のまちづくりについては、これまで高知大学医学部周辺や南国駅前線の周囲などにおきまして、どういうまちづくりにするのかという目的と目的達成のための具体性を持った手段が欠けていたと思います。このたびの行政視察研修で訪問させていただいた滋賀県長浜市の場合はどう町を活性化するのか、そのためにはどうすればいいのか、まちづくり会社などがマネジメントを行い、行政、市議会、商工会議所、商店街組織、民間企業などが官民一体となって取り組んでおり、それぞれが連携し、それぞれが役割を担い、具体性を持った小さなプロジェクトを一つ一つ積み重ね、継続した取り組みを行うことによって中心市街地の活性化をなし遂げました。本市も長浜市の事例のようにどういうまちづくりにするのかを考えた上で、まちづくりのプランづくりだけでとどまるのではなく、官民が一体となり、それぞれが連携して取り組みを進め、目的を実現していくための手段となる仕掛けをしていく必要があると考えております。また、行政が一貫して中心市街地の活性化を進める、ぶれない政策を継続していくことも重要であると考えております。

また、障害を持った方や高齢者などを含めた多様な人々にまちづくりの初期段階から参加していただき、一緒にまちづくりについて考えるインクルーシブデザインの手法によるまちづくりについては、健常者には気がつかないような発見が期待され、これらの本市のまちづくりにとっても必要なことであると考えております。CCRCにつきましても、どうまちづくりに生かしていくのかを関係各課で十分に論議し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 長野洋高君登壇〕

○商工観光課長（長野洋高君） 浜田和子議員の質問にお答えいたします。

中心市街地活性化についてですが、浜田議員のおっしゃられるとおり行政だけで実施するのではなく、いろいろな方の御意見を聞き、取り入れることでよりよい状況で実施できると思います。そのためにはまず地域の方々に自分たちの地域、町についてどのように発展させていくかということを考えていただく必要があります。現在、中心市街地では中心市街地活性化推進協議会で作成したものづくり・ひとづくり・まちづくりをコンセプトとした「ごめんまち将来像プラン」を作成し、ものづくりを通じた活性化に向けた取り組みを始めたところです。地域の方々にまちづくりに対する意識を持っていただき、その機運を高めるための取り組みとして、ものづくりを身近に感じてもらうための取り組みや、学校、企業、関係団体などの協力により、ものづくりをコンセプトとした商店街への人の流れをつくるイベントなどの取り組みを実施しています。こういった取り組みを継続していくことで、今後より多くの方々に中心市街地活性化の取り組みに参加、協力していただきたいと考えています。

稲生の石灰を利用したまちづくりについてということで御提案をいただきました。南国市の産物を生かしたおもしろいアイデアだと思います。地域活性化の取り組みを進める中でこういったおもしろいアイデアをたくさん出していただくためには、多くの方に意識を持っていただき参加していただくことが必要であると思いますので、先ほど述べました取り組みを継続的に実施していきたいと考えております。

続きまして、つらゆき時代まつりにつきましては、南国市を代表する催しとして実施されてきましたが、諸般の事情で開催されなくなっています。その代替イベントとして昨年「南国グルメはしごでGO」が開催されました。市内飲食店を回遊していただくイベントであり、趣は随分変わりましたが、このイベントも多くの方に参加していただき、商店街等のにぎわいに一役買ったイベントとなっています。今年度も同様のイベントを開催するとともに、ものづくりをコンセプトとしたイベントとも連携させて実施することも検討しています。

また、育てるということでの2次産業への支援ということですが、ものづくりを通じた活性化の取り組みを進める中で、将来的には事業所同士を結びつけ、新しいものをつくり出すということにもつなげられたらというふうに考えております。いずれにしても、多くの方に中心市街地に足を運んでいただき、にぎわいを創出することで地域の機運を盛り上げ、将来的にまちづくりへとつなげていけるものであると考えています。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） それぞれ御丁寧な御答弁ありがとうございました。

市長、大変勉強していただいたということで、感謝をいたします。ゴミ袋は、可燃ゴミだけですけれども、1枚5円を下げただけで市の収入が800万円から900万円近く減るのかなというふうで、ちょっと厳しいかなというふうには思いましたけれども。今現在の市民の皆様の負担に対して国保税はどうしても変えることができませんので、何らかの形でということのをこれからちょっと研究してくださるということですのでけれども、タイミングということもありますので、2年たってということではなくて、今このときにか、次の国保税が県一化するときぐらいには何らかの形で市民の皆様に御提示できるようなものがあればとてもうれしいかなと思います。

それで、とりあえず先ほど、はり、きゅう、マッサージの施術費の助成のことを話しましたけれども、65歳以上の方って多分1万4,000人ぐらいいるんじゃないかと思うんですけども、それで利用者というのはすごい200人前後って少ないんですよね。利用率が余りよくないということはありますけれども、使ってる方っていうのは本当に放っておけば病気に進行するかもわからないところが元気でおれるから、そこでとどめてるという部分もあると思うんですよね。そういう方が使ってるんじゃないかと思うんです。これはやっぱりこれ創設するときにもお願いしたことですけども、利用者だけじゃなくって、施術者自身にも影響のあることですので、これは金額少ないんですよね。だから、今の分に20万円ぐらい足してもらっただけでも1,000円にはできると思うんですよ。だから、この辺どうです、市長。それができるかどうか、ちょっとの配慮だと思いますので。こちら辺はもう長いことになりますので、できてから、ずっと800円ですので、もう10年以上、15年ですかね、できて、15年目が来そうなところですかね。ぜひ200円のアップぐらいはどうですか、市長の思いで、それこそ御決断を願いたいと思うところです。

それから、用紙の色を変えるという一番私の提案した中で簡単なところを選んでいただいたわけですけども、本当を言えば、見えない方が用紙の色も見えないわけです。だから、本当の解決にはそれではならないわけですよ。さわったときにことしのものか去年のものかがわかる、28と書いちゃうのか、29と、来年になれば30ということがわかる、テープになるというのがどっかで見たような気がするけど、ないですかね。そんな点字のぶつぶつの分がテープになって、それを貼るというようなことができたなら一番、点字印刷はとてもお金がかかるので、そこら辺をもうちょっと研究していただけますか。間違いがないようにってということで、していただけると非常にありがたいと思います。やっぱり見えない人の立場に立ってどうしてあげ

たらいいかというところが出発点だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、通訳者のことについては、福祉事務所長本当に全て前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。利用もあるようですので、安心をいたしておりますけれども、せつかく来ていただいたのに利用がなかったらとっても大変ですけれども、これからますます活用していただけるということであれば、非常にありがたいなというふうに感謝をしたいところです。今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

それから、病児・病後児保育ですけれども、施設型のことについては近々にということでしたけど、前にも何回か御質問させてもらったときに近々近々というお返事でしたので、これ相手方の施設側も了解はとれてますか。それでいつごろ実りそうなかということをもう一遍御答弁をいただきたいと思ひます。

それから、区画整理についても市長からの御答弁いただきましたが、今の篠原のことで非常に勉強していただいてということですが、まちづくりの観点からいったときに、今が大事だと、絵を描くのはね。どういうふうなところで区画整理を、実施するのは先かもしれないけれども、ここら辺のところをこうしてあげたいというふうなことは今から考えていただけるとうれしかな、それは必要だと思いますよ。防災の面からも、市長は先ほどの御答弁の中で浜のほうのことも非常に心配されての手を打ってらっしゃるけれども、こういう密集地の災害は大変なことがあると思ひますので。平地のこの問題についても、せめてこういうふうにしたんだというものは御提示いただけるようなほうが、一日も早くというふうに思ひますので、ぜひそれもお願ひをしたいと思ひます。

あと、市長がくしくも有沢委員長の大学のところへ行ってみたいとおっしゃったけど、これ本当に行っていただきたいと思ひます。それで、都市整備課長が一番わかってらっしゃると思ひますけれども、企画課長も、商工観光課長もお連れになって、野々市市と長浜市ぜひ両市へ行っただけいたら、自分たちのまちづくりがどう変えなければならないかというのが実感してわかっていただけると思ひます。今御答弁いただいてもやっぱりそれがなかなか、一生懸命であるということは非常にわかりますけれども、感覚的にその変革がなかなかできないだろうなというのは思ひます、聞いたときに、御答弁を拝察すると。やります、一生懸命というのはわかるけれども、ぜひ何らか時間をとっていただいて、その2市を訪れていただいて、私たちの南国市の取り組みを変えて、南国市がやっぱりこの四国の中で一番発信できてるなというような町にしていけるんじゃないかというふうに心底私も思ひました、行かせてもらって。それで、有沢委員長に深く感謝をしてるわけですけれども。ぜひそれをお願ひをいたしまして、

まちづくり今後頑張っていたきたいと、私たちもまた頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

幾つか御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） はり、きゅう、マッサージにつきましては、そんな首をかしげないか
んほどの金額にはならないと思います。ただ、これもこういう制度があるということが十分に
市民にまだ十分届いておるかなという懸念があります。ですから、この辺のことを800円が
1,000円になるとかいうことも含めて、そういうような方面にも十分に力を入れて、市民への
周知、これを図っていかないかんと考えております。

その色の問題ですけれど、これはどういうのがいいのか、そういう先進地事例なんかも少し
研究をさせていただいて、9月へ向けて頑張ってみたいと思いますので、よろしくお願いま
す。

○副議長（岡崎純男君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝君） 浜田和子議員さんの2問目につきましてお答えをいたします。

助成券につきましては、利用される方に対しましては年度により助成券の色を変えるなどの
方法で施術を受ける際に間違えて出すことのないように、またしっかりと御説明をしま
いりたいと思います。また、先ほど言われましたような見えない方の立場に立って、点字のテー
プについても、またこちらのほうも研究をしまいたいと思いますので、またお時間をいた
だきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香君） 浜田和子議員の2問目の質問にお答えします。

施設型の病児保育事業につきましては、医療機関のほうに5月中旬に連絡をさせていただ
きまして、ちょうど総会等があるということでもう少し待ってくれと言われておりますので、こ
の議会が終わりましたら、また私たちのほうから連絡をさせていただきたいと今考えておりま
す。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） いろいろ重ねて済みません。御答弁を聞いていますと、全部やる気
の思いで検討をするということがたくさん課題ができたように思いますので、次回を楽しみに、

検討課題をお忘れのないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございました。

○副議長（岡崎純男君） 5番岩松永治君。

〔5番 岩松永治君登壇〕

○5番（岩松永治君） 通告に従ひ、順次質問させていただきます。

まず、保育、小中学校のプールの整備については、これまでも質問がありましたので、それ以外の質問をさせていただきます。

高知県も梅雨入りし、これからは雨が多い日が続くことと思ひますが、その反面、子供たちも楽しみにしているプールの時期になってきました。私も保育、小中学校でのプールの時間は楽しみでしたし、スイミングスクールに通っていたので、全種類の泳ぎができることがうれしくて、休みの日には近くの川にもよく泳ぎに行っていました。そんな子供たちが大好きなプールについて何点か質問します。

保育、小学校のプールは老朽化に伴ひ、順次整備が進められていく予定となっています。これまでと同様に子供たちが中心となって使用し、楽しみながら泳ぎを学んでいくことと思ひます。プールが始まると子供たちの楽しそうな声が聞こえてきて、保育、小学校時代を思い出しました。高知市で生まれましたので、子供のころには川へ泳ぎに行ったり、市営プールや県民プールにも行ったりしていました。現在、南国市には市民プールがありません。監視人をつけて遊泳できる川もなく、市内で泳ぎたい場合は民営のプールへ行くしかありません。年間を通じて県営や民営を問わず、体力向上や健康増進のために通うことはすばらしいことだと思ひます。プールがもっと近くにあればさらに便利です。

そこで、小学校のプールを夏の期間だけ限定で市民開放してはいかがでしょうか。小学校では子供たちが夏休み中にプールを利用する際には保護者やアルバイトの監視員が見守りをしていただいています。利用に際してのルールや利用時間、事故の心配や対策も必要となってきますが、夏の期間しか使用できないプールを子供たちだけでなく、地域の方にも気軽に利用していただくことで子供たちとの交流や地域の交流の場にもなります。また、水中での運動は体への負担も少ないことから、泳ぐだけでなく、水中ウォーキングや水中エクササイズにより市民の体力向上、健康維持や増進、また意識向上にもつながります。医療費削減にも少なからず影響が出てくるのではないのでしょうか。最初から最大の要求をしているわけではありません。まずは数校からのお試しからでも構いません。小学校のプールが開放されれば、地域内での人と人との新しい交流の場ともなります。地域住民に気軽にプールを利用していただくことが市民

の健康への意識向上にもつながる、小学校プールの開放をしていただけないかを担当課長にお伺いします。

次に、先ほどの質問の中でも出てきましたが、夏休み期間中の小学校プールの監視員についてお伺いします。

全小学校で夏休み期間にプールの監視員を雇っているかはわかりませんが、その監視員を探すのに苦労されているのではないのでしょうか。今現在監視員をしてくれる方をどのような方法で探しているのかをお伺いします。監視員をしていただいているのは高校生や大学生が多いのではないかと推測しています。その学生もなかなか見つからないのが現実ではないのでしょうか。

そこで、もう少し簡単に監視員をしてくれる方を探す手だてがないものかと考えました。1つの案として中学校を卒業する3年生に目を向けてみました。卒業するまでに市内中学校3年生を対象として、卒業後には各小学校の夏休みのプール監視員のアルバイトが夏休みにあることを周知することです。もちろん保護者に対しても同様です。その方法については今後の検討課題ですが、せっかく一斉メールができるシステムがありますので、それを利用することも考えられます。卒業すれば、自動的にメール登録が消去されていると思いますが、それを消去せずに夏休み前に監視員のアルバイトのお願いをメールしてはどうでしょうか。メール配信の登録は任意であるため全保護者が登録しているわけではありませんが、これを続けていけば、自分の出身校である小学校ならと協力してくれる子供や保護者もいるのではないのでしょうか。夏休みに監視員のアルバイトがあることすら知らない保護者や子供は多いと思います。中学校教育では職場体験学習もしています。監視員をすることは体験ではなく、自分自身で汗を流して働き、その対価としてお金がもらえるという実となるいい経験につながると考えます。これは参考までに言いましたが、そのほかで教育委員会の考えがあれば、答弁をお願いします。

次に、南国市立小中学校プールの将来のあり方についてお伺いします。

最初に言いましたが、市内の小中学校のプールは順次整備と更新がされていきます。プールを補修ではなく取り壊しての新設となると、その予算も多額となります。このまま毎年予算の範囲内で整備を続けていくことは当然のことですが、経費を削減するいい方法はないのでしょうか。全小中学校のプールを順番に整備していき、整備が完了するころには最初に整備したプールを再度整備しなくてはいけないということが繰り返されるのではないのでしょうか。南国市に市民プールがあれば、それを有効活用できたのですが、残念ながら市営プールはありません。しかし、民営のプールはあります。それを有効活用させていただくことで経費削減ができるかもしれないということを頭に入れて考えていく必要もあるのではないのでしょうか。民営のプー

ルは屋内の温水プールであり、天候にも余り左右されません。これは雨で寒いときでも利用ができるということです。民営のプールには専門のインストラクターがいます。これは泳ぎを専門的に習うことができ、上達も早くなります。つまり、子供の送迎の問題と水泳の授業時間、施設利用料金の問題が解決すれば、かなりのメリットがあるということです。学校のプールをいつまでも学校敷地内で更新して、学校のプールだけを使用していくことだけを考えるのではなく、取り壊したプールを新設せずに、プールの授業を民間のプールですることも可能であるかもしれないということを頭に入れておく必要もあるのではないのでしょうか。取り壊した跡地は人工芝を敷いてフットサル場にでもすれば、体育の授業での活用だけでなく、一般に開放すれば市民も利用ができて一石二鳥です。さらに、プール自体の修繕や整備がなくなるのですから、将来的には大きな経費削減につながります。今質問していることはこれまでに質問した内容と矛盾するところもあるかもしれませんが、これはあくまでも提案ですので御了承いただきたいと思います。

1校だけでなく数校を対象としていければ、毎年のプールの使用に係る経費と修繕や更新に係る全ての経費が大幅に削減されます。これらの提案に対して担当課長の御所見をお伺いします。

次に、中学校給食について質問します。

ことしの秋ごろからの開始が見込まれており、多くの保護者と子供たちが楽しみにしています。中学校給食が始まるのが近づいてきたこともあってか、保護者の関心も一層高くなり、いろいろな問い合わせもいただいているところです。これまでもこの件は質問してきましたので、確認の意味も含めて数点質問します。

中学校給食センターの工事の進捗状況をお伺いします。保護者の方が一番知りたいのは、いつから始まるのかということです。もうそろそろ、はっきりとした開始日がわかるころではないのでしょうか。何月ごろからという具体的な答弁をお願いします。

そして、給食が始まるまでの事前の準備はどこまで進んでいるのでしょうか。これまでは学校側の準備について、配膳室などについて答弁もありました。学校では教員、生徒を含めてどのような流れで進められていくのか、今後の予定も詳しくお聞かせください。

次に、給食費は幾らになるのでしょうか。徴収方法については、小学校同様に口座からの引き落としになると思いますが、それらの手続に時間がかかることも予想されるので、早期に準備を始める必要があると思いますが、これらを含めた準備が今後どういった流れで進められていくのかをお聞きします。

あわせて、中学校給食開始について保護者への説明はいつごろからされるのかも伺います。

次に、国民健康保険に加入している世帯を対象とした子供の医療費助成について伺います。

南国市での乳幼児医療費助成についてです。2018年度つまり平成30年度から、小学校入学前の未就学児に対する助成については、現物給付をしても国からの補助金は減額されないことになりました。その経緯としては、子供の医療制度のあり方等に関する検討会で、補助金減額のペナルティーは国として推し進める少子化対策に逆行、また廃止により各自治体では他の子育て支援策に財源を充当できるなどとして、減額調整の廃止を求める声や、全国知事会や全国市長会からの廃止要請などもあり、2018年度から小学校入学前の未就学児に対する助成については、現物給付をしても補助金は減額されないことになりました。この見直しによって未就学児の医療費助成、つまり医療機関を受診したときに保険診療の自己負担については、全ての市区町村で補助金の削減は行われなくなるため、子育て支援に振り分ける財源をふやせる可能性が高くなりました。南国市でも子供の医療費助成は中学校卒業までに拡充するなど、高知県内でもいち早く取り組んでこられました。対象となる世帯の親にとっては、子供の医療費の負担が軽減されたことにより精神的にも金銭的にも楽になったことは間違いありません。

それでは、減額調整措置が廃止されたことで、これまでの実績を参考にどれだけ減額されなくなるのでしょうか。

また、未就学児以外の医療費助成はこれまでと同様に現物給付のため医療費等国庫負担金減額の調整がありますが、仮にこの減額が廃止された場合にはどれだけの財源が確保できるのかも答弁をお願いします。

そして、南国市ではその財源を今後どのように生かしていくのでしょうか。今後は未就学児以外の助成に対する減額調整措置も見直すように県内市町村や県とともに要望していかなくてはならないと考えますが、南国市はどのように進めていくのかお聞きします。

南国市は中学校卒業までの助成がされていますが、これが少子化対策の一環としてどれだけの効果があったのかがわかればお願いします。中学校卒業までの医療費助成は住みたい町を選ぶための移住促進にもつながります。近年、他市町村から南国市への転入は増加しているのでしょうか。

病院で受診した際、窓口での自己負担が要らないため過剰受診を懸念する声がありますが、南国市ではどうなのでしょう。年齢別の医療費データがあるのかわかりませんが、南国市は

適正な医療受診がされているのかどうかかわければ御答弁をお願いします。

受診する頻度は個人個人の体調により違うので、そこまではわからないかもしれませんが、特に年間の受診が多い子供がいる場合にはその家庭へ何か手助けになるようなことをしているのでしょうか。逆に1年を通じて1度も病院で受診したことがない健康な子供はいるのでしょうか。それぞれ御答弁をお願いします。

最後に、公用車についてです。

南国市の公用車の種類と台数はわかりませんが、それらの一部を市民に貸し出すことができないのかをお聞きします。松山市では公用車の貸し出しが制度化されています。制度の概要としては、自治会やPTA等の市民団体が行う美化、清掃活動やスポーツ、文化活動等の公益活動を支援するため、市の業務に支障のない範囲内で市民団体に対して公用車を貸し出しする制度となっています。全国のその他の市町村でもこういった取り組み事例はあります。高知県内での取り組み事例があるかどうかまでは調べていませんが、南国市が取り組むことができれば、もしかしたら県内初の試みとなるのかもしれません。この貸出制度があれば、自治会、PTA、保護者会や市民団体が何かの活動で貨物車両等が必要なときに非常に助かります。若い方が中心の団体は軽トラックなどを所有している方が特に少ないので、車両が必要なときに所有されている方を探すのに大変苦労されています。公用車の貸し出しが制度化されれば、探す手間が省けますし、その他のことへ力を入れて活動ができます。南国市で実施するとするならば、対象の貨物車両は軽四トラック、軽四の箱バン、2トントラックなどになると思います。南国市のさまざまな活動団体がそれぞれの思いでされている活動を円滑に進めていくため、それを助ける一つの手段として南国市でも公用車の貸し出しを始めていただけないかをお伺いします。

以上が1問目となります。それぞれ御答弁をよろしくをお願いします。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 岩松議員さんの中学校給食についての御質問にお答えをいたします。

中学校給食センター建設工事につきましては、これまでも議員の皆様や市民の皆様方の御協力、御理解のもと、今日を迎えておるところでございまして、まずもって最初に感謝を申し上げます。

現在の進捗状況でございますが、建設、電気工事につきましては、今月末の完成を目指して最終段階に入っております。この両工事の竣工検査は7月中旬に行う予定です。一方、厨房機器を含む機械設備工事は7月末までの工期となっております。建物もすっかり建ち上がり、で

き上がってまいりました。

また、現在募集をかけております調理等業務委託に係るプロポーザルの実施後、受託業者との委託契約を結び、委託開始日は11月初旬を予定しております。その後、試行業務を経まして、12月1日より完全実施ができますよう諸準備を進めております。

市民の皆様へのお披露目につきましては、内覧会という形で広く市民の方々にお越しをいただき、中学校給食に対する期待や理解を深めていただく機会になればと考えております。開催期日等につきましては、適切な時期を市の広報等でお知らせしたいと考えております。

次に、学校側の準備といたしましては、受配校の整備として保管室整備の設計委託を現在行っておりまして、7月から9月にかけて工事を行うこととしております。また、円滑なスタートが切れるよう配送計画や給食費の徴収方法、給食の準備から後片づけまでの流れについて、学校長や養護教諭、事務職員等との打ち合わせを継続的に進めてまいりたいと思います。

また、給食費につきましては、9月議会に提案を予定しています学校給食センター設置条例や施行規則等に示されます運営委員会で検討し、教育委員会で決定してまいりたいと考えております。また、徴収方法につきましては、小学校での徴収方法を踏まえまして、連続性のあるものにしていきたいと考えております。

今後、保護者の皆様にはアレルギー対応や給食費、徴収方法等、関係機関との調整が済み次第、順次お知らせをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 岩松議員さんから小中学校のプールについての御質問といたしますか、御提案がございましたので、お答えをさせていただきます。

夏休み中に小学校プールを市民開放すればという御提案をいただきました。公共施設の有効活用は大切なことであり、これは学校施設も例外ではありません。教育委員会といたしましても、市民の健康促進や体力向上に寄与することは積極的に進める役割にあると考えております。

今回御提案をいただきました、実際プールの利用状況を調べてみたところ、例えば久礼田小学校は夏季休業中、19日間、1日2時間程度開放しており、毎日20人から30人ぐらいの利用があるようです。大人がたくさん来て子供が利用しにくくなっても本末転倒となりますので、今後子供の声も聞きながら対応を考えていきたいと思っております。

また、同じ時間帯での市民開放は無理があるようにも思いますし、違う時間帯で行うとなり

ますと、管理監督の問題が出てきますので、クリアしなければならない課題はたくさんあります。

次に、プールの監視員の件ですが、どこの学校も現在人づてに探したり、また中学校へ依頼をしたりというようなことで、大変苦勞しているのが現状です。本来は夏休みのプール開放の主催者であるPTAが、みずから監視員として救命講習を受け実施していきたいのですが、現状は成人がなかなか見つからず、高校生が監視員の約半数を占めております。

岩松議員さんから御提案をいただきました卒業生へのメールによる募集につきましては、大変効果的であると思います。しかし、責任も重大である監視員ですので、第一義的には保護者をお願いしつつ、あくまで補助的に学生をお願いをしていくということで御理解を頂戴したいと存じます。

次に、学校プールの将来的なあり方について御提案をいただきました。これにつきましては、事務局においても話題としては出ております。以前、前田議員さんから御提案もありましたファシリティーマネジメントの考え方、つまり公的財産を民間利用とか、民間財産を公的利用することによって財産、資産を有効的に活用する、このようなことで、何かないかと考えていたときに、千葉県佐倉市が民間のプールを学校が利用し、プールの跡地を教育的に利活用することにより約13億円の支出を削減することが情報として伝わってまいりました。現在この資料等を集め、内容を確認していきたいというふうに考えております。

本市におきましては、民間プール所有者が学校のプール開き前に近くの小学校に開放していただいている例も先日の高知新聞でも紹介されました。これを発展させたプール利用ができないかという話も一つの案としては持っております。今後は市内小中学校のプールの改修、改築計画と並行して、こういった取り組みについても皆様の御意見を賜りたいと存じます。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 子育て支援課長。

〔子育て支援課長 田内理香君登壇〕

○子育て支援課長（田内理香君） 岩松議員さんの子供の医療費助成についての御質問にお答えいたします。

これまで国は、窓口でお金を払わずに医療にかかれるようにすると過剰受診につながるとして、現物給付による子供の医療費助成を行っている市町村に対しましては国民健康保険の療養給付費等負担金などの減額調整をする措置をとっておりましたが、岩松議員さんがおっしゃられるとおり減額調整のペナルティーは国として進める少子化対策に逆行、廃止による各自治体

では他の子育て支援策に財源を充当できるなどにより、平成30年度より未就学児の医療費助成に係る国民健康保険の療養給付費等負担金は減額調整措置が廃止されることになっております。本市の平成27年度の減額調整措置金額は約227万円であり、決して大きな金額ではありませんが、減額調整がされなくなることで子育て支援の施策に有効に活用できないか、関係部署と協議をしております。

また、今回の減額調整措置廃止の対象とならない、中学3年生までの就学児童の平成27年度減額調整措置金額は約127万円となっております。今後は国の動向も注視しながら、また子育て支援施策を進める上での必要な財源確保のため、国への要望等を関係部署と検討しております。

次に、本市では中学生の医療費無償化を平成26年度10月より開始をしておりますが、無償化前の平成25年度と無償化後の平成27年度の医療費助成額を比較しますと、約3,000万円の増額となっております。これによる少子化対策の効果についての精査は行えておりませんが、中学生を持つ家庭の負担軽減は図られていると思われま。

また、移住・引っ越しなどを考える子育て家庭などにとって、移住・引っ越し先の子育て支援の充実は重要なポイントであり、子育て支援施策の一つである子供の医療費助成事業も少なからずとも影響を与えていると考えております。

次に、お尋ねのありました他市町村からの南国市への転入者数は平成26年度2,015人、平成27年度1,995人、平成28年度1,932人であり、世帯数は平成26年度1,227世帯、27年度1,214世帯、28年度1,198世帯と、過去3年間では残念ながら減少していることを市民課のデータにて確認をしております。

次に、過剰受診につきましてお答えいたします。子供の医療費助成は、持病のある子供を抱える家庭や所得の低い世帯にとっては大きな支えになっていると思われま。窓口負担によって本来必要な受診が抑制されたケースが、適正な受診につながったケースもあると思われま。子供の受診には保護者などの付き添いが必要ですので、過剰な受診にはなりにくいという考え方もある一方で、自己負担がないことでコンビニ受診といった言葉に象徴されるように過剰な受診行動を招いているのではという分析もあるようですが、子育て世帯の負担を軽減する施策であることには違いないと考えております。

なお、南国市においては、年齢別の医療費助成額のデータについては現在のところ抽出ができておりません。受診歴についても把握はできておりませんが、小学生の上級生や中学生の中などには1年間の間に受診歴のない健康な児童がいると思っております。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 西山明彦君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 岩松議員の公用車についての御質問にお答えします。

御質問の公用車の貸し出しについてでございますが、御紹介のありました松山市では、貸出車両といたしましては、2トントラック、1.5トントラック、軽トラックでございますが、また貸し出しの対象につきましては、自治会、PTA、スポーツ少年団、子供会、高齢クラブなどとなっております。貸し出しの対象活動でございますが、環境美化活動、スポーツ・文化活動、防災・防犯活動及び交通安全活動などとなっております。また、貸出日、貸出時間でございますが、土日祝日の午前7時から午後7時までとなっております。

本市では公用車の管理につきましては、現在各課がそれぞれで管理しておりまして、一括での管理は行っておりません。市民の皆様に貸し出すためには、日ごろから乗りなれない車両の運転ということになりますので、特に事故などの万一の場合を想定して十分検討する必要がございます。公用車の事故につきましては、財政課で対応しておりますが、特に保険をどうするのかという問題がございます。現在は全国市有物件災害共済会で対応しておりますけれども、これは対象が公務に限るということになっております。本市は貸し出しの対象となる車両も多く保有しておりませんので、現在のところ公用車を貸し出すことは考えておりません。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 5番岩松永治君。

○5番（岩松永治君） まず、プールの市民開放の件ですけれども、今のところちょっと難しいということで御答弁をいただきました。もちろんすぐにできないことはわかっておりますし、子供たちと同じ時間ですするというのも無理があると思いますし、管理監督、その他の課題も多いと思いますけれども、他市町村ではそういった事例もありますので、そういったものをまた参考にしていただいて、今後の検討課題としていただいて、またこの市民開放ということができるよう少しでも前向きに検討していただきたいと思います。

また、プールの監視員の件ですけれども、大変苦慮されているということも理解していただいているようで、またメール配信等を利用してということで提案もさせていただきました。保護者に連絡して、補助的に学生をお願いしていくということですので、私の子供も去年監視員をさせていただいて、そこでまた心肺蘇生法とかの講習も受けさせていただいて、大変勉強に

なったということと、そしてそのアルバイト料ですね。意外と時給がよくて、たしかことし手紙も来てましたけれども、2時間半ぐらいで2,700円ぐらいいただけるということで、高校生にとっては大変いいお小遣いにもなりますし、またそういう金額提示も含めて高校生にできるだけ協力していただけるように今後もしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

プールの民間の利用というところですけども、今後のことをずっと検討してからのことになりますけれども、プールはもちろん火災時の防火水槽の役割もありますので、地域の水利確保のことも考えてとなりますけれども、プールの整備は目前に差し迫っておりますので、早急に今後も、私が提案したことも含めて検討していただきたいと思いますので、よろしく願いします。

それから、中学校給食センターのことに関しては、はっきりとした12月1日完全実施というお答えをいただきまして、またその他、今後のスケジュールについても教育長から詳しい御答弁いただきまして、ありがとうございます。ぜひ内覧会もあるということで、私ども議員も含めて楽しみにしておりますので、今後もそれに向けてしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、子供の医療費助成についてですけども、課長のほうから未就学児のほうでは約227万円ということでの減額がされなくなるということで、もちろんこれが減額されなくなったからといって全てを子育て支援に回すとかいうことにはならないかもしれませんが、先ほどの課長答弁でもありましたように、できるだけ子育て支援に回していただくように再度お願いしておきます。よろしく願いします。

それで、過剰受診につきましては、国や、それから有識者の間ですごく心配されておまして、過剰受診ということがよく出てきますけれども、私は乳幼児、それから小学生、中学生の受診には付き添いが大体必要になってきますので、過剰な受診にはなりにくいとも思いますし。仮に医療費助成によって受診がふえたのであれば、それは先ほど課長のほうからも言われましたけど、窓口負担によって本来必要な受診が抑制されていたということになると思いますので。また市長におかれましては、今後は市長会等を通じまして、減額のペナルティー廃止を求めていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

子供の医療費助成については、親にとっては大変ありがたい制度です。子供は市単独事業により医療費が無料であったとしても、利用者サービスに対して費用が発生していることを利用者認識してもらうことが重要であり、かかった費用がどの程度であったのか、またその費用

をどのように負担しているのかを利用者一人一人に伝えていくことも大切だと思いますので、これについても、今後の検討課題としていただくように担当課長のほうにお願いしておきますので、よろしく願いいたします。

この子供の医療費助成についての2問目としまして、先ほど答弁にはなかったと思いますけれども、受給者証と一緒に今どのような書類が送付されているのかということと、あわせて小児救急電話相談番号というのがあります。私の子供が小さいときにはこれなかったように思いますけれども、#8000という番号がありますけれども、これの周知はどのようにされているのか、お聞きします。

そして、公用車の貸し出しのことについてですけれども、残念ながら貸し出しはできないという御答弁でしたので、大変残念なんですけれども。もちろん課題はたくさんあって、懸念されていることはわかりますし、保険のことや、いろいろその他の課題についてもわかりますけれども、他市町村でも当然進めていっているところもありますので、そういった他市町村の事例も参考にさせていただいて、これもいつかはできるように前向きにかなり検討していただけたかと思しますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、この公用車の件で2問目として、1つ質問させていただきます。

公用車を運転するためには自動車の運転免許が必要なことは当然であります。近年では免許証の更新を忘れて失効している方もいるとお聞きすることがあります。また、免許証の種類が変わってきたこともあり、オートマ限定車といった免許証の方もいます。そこで、公用車を運転する職員の免許証の種類や更新日などの把握はどのようにされているのかをお聞きします。免許証を持たない方もいると思いますので、あわせてその方の把握もされているのかについても御答弁お願いいたします。

また、運転免許証を全員が持っている消防署では、その把握と管理はどのようにされているのかを質問します。また、この件は消防長が先に御答弁をお願いします。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（田内理香君） 岩松議員さんの2問目にお答えいたします。

受給者証と一緒に南国市乳幼児等医療費助成制度の御案内を送付しております。制度の概要、対象児、受給者証の使い方、更新などについて説明をしたA4の裏表の文書となっております。

次に、県事業である高知子供救急ダイヤル#8000につきましては、夜間子供のぐあいが悪くなり、心配になった際に看護師が電話で相談に応じることにより夜間、休日の救急医療を維持

し、適正な受診を推進するシステムですが、南国市では、保健福祉センターが発行しております子育て世帯向けのゆうゆうガイドに休日、夜間の救急ガイドのページにほかの情報とともに掲載し、周知を図っております。また、保健福祉センターでの乳幼児健診の際にお知らせをしたり、保育施設からも保育だよりなどで情報提供を行っておりますが、受給者証と一緒に送りしております文書に記載をして周知をするなどの方法も、早速取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 消防長。

○消防長（小松和英君） 岩松議員の御質問にお答えいたします。

消防本部では毎年度初め4月に、私を含めまして全職員の免許証のコピーを徴集しております。そして、半年後の10月に各所属長によりその時点での免許証の確認をしているということになっております。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦君） 岩松議員の2問目の免許証の種類及び更新日の把握ということでございますが、まとめた把握は行っておりません。職員の採用条件に運転免許証資格は問うていませんので、当然運転免許証を持っていない職員もおりますけれども。今現在、更新日も含めて把握しておりませんが、職務で公用車に乗車する場合には運転免許証は必ず必要と、その命令を下すのは所属長でありますので、先ほど消防長の答弁にありましたように年度初め及び10月というようなことがありましたので、そういった形で各所属長が把握するように努めていきたいと思っております。

○副議長（岡崎純男君） 5番岩松永治君。

○5番（岩松永治君） ありがとうございます。

小児救急電話相談番号については、一緒に書いて周知を図っていただくということですが、もちろんそれはやっていただいて。これはちょっと難しいかもしれませんが参考までに、受給者証ですよね、あれはもう必ず皆さんどこかに入れて病院に行くときも持っているはずなんです。だから、手紙で文書で回したときにはもちろんその番号がわかったとしても、捨てる可能性ってすごくあると思いますけれども、受給者証だけは絶対なくさないと思います。その受給者証にその#8000という番号がどっか下の枠外のところにでも載ってれば、いつでも確認することができますので、そういった方法もひとつ入れていただいて、考えてい

ただきたいと思います。

また、運転免許証のほうについては、今のところ把握されていないということで答弁いただきまして、もちろん危機管理課を中心に交通安全に推進しているわけですし、春の全国交通安全指導週間のときには所属長の皆さんにも人間看板や桃太郎旗等が出ていっていただいておりますので、免許証の把握をしてないということが私はちょっとびっくりしましたけれども。当然、今毎議会のように公用車での事故による報告等も上がってきておりますけれども、免許証の把握すら既にされていないわけですから、その自己申告で把握されているということですので、万が一免許を持たない人が持っているとうそをついて公用車を運転していて事故が起こる場合も起きてくるということが想定されますので、先ほど答弁にもありましたようにしっかり所属長を含め、所属長だけでやると負担も大きくなるかもしれませんので、その下には係長もいますので、係長が把握するなどして、しっかりと運転免許証については把握をしていただきたいと思います。

以上です。

＊

○副議長（岡崎純男君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡崎純男君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明16日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時41分 延会